

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年4月11日提出
【計算期間】	ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース） 第4計算期間 （自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日） ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨 コース） 第4特定期間 （自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日）
【ファンド名】	ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース） ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨 コース） （総称を「ダイワ新興国ソブリン債券ファンド」とします。）
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩本 信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村 政
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<資産成長コース>

当ファンドは、新興国の現地通貨建債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 公債))
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	エマージング
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

<通貨 コース>

当ファンドは、新興国の現地通貨建債券への分散投資とオプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築し、オプションプレミアムの獲得ならびに信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 公債))
	決算頻度	年12回(毎月)
	投資対象地域	エマージング
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

- ・「海外」...目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「債券 公債」...目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「年12回(毎月)」...目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・「エマージング」...目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)〉

〈ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨αコース)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株		北米	ファミリー	あり
中小型株		欧州	ファンド	()
債券	年4回	アジア		
一般	年6回 (隔月)	オセアニア		
公債	年12回 (毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ	ファンド・オブ・	なし
その他債券		中近東 (中東)	ファンズ	
クレジット属性 ()	その他 ()	エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券)				
(債券 公債)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨αコース)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (債券 公債)		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	日々	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

〈信託金の限度額〉

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

〈ファンドの特色〉

1 新興国の現地通貨建債券に分散投資します。

◆通貨の地域配分にあたっては、欧州・中東・アフリカ地域、アジア地域、中南米地域の3地域へ均等とすることをめざします。

2 [通貨αコース]においては、通貨のオプション取引を活用した通貨カバードコール戦略を構築します。

◆新興国通貨それぞれについて、円に対する当該新興国通貨のコール・オプションを売却し、オプションプレミアムの獲得をめざします。

※[資産成長コース]においては、通貨カバードコール戦略を行ないません。

3 [資産成長コース]は年2回、[通貨αコース]は毎月決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

	資産成長コース	通貨αコース
通貨カバードコール戦略	なし	あり
決算頻度	年2回	毎月

※2つのコースの間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。

1

新興国の現地通貨建債券に分散投資します。

- ◆投資する債券は、各国の政府、政府関係機関および国際機関等が発行するものとします。
- ◆通貨の地域配分にあたっては、欧州・中東・アフリカ地域、アジア地域、中南米地域の3地域へ均等とすることをめざします。

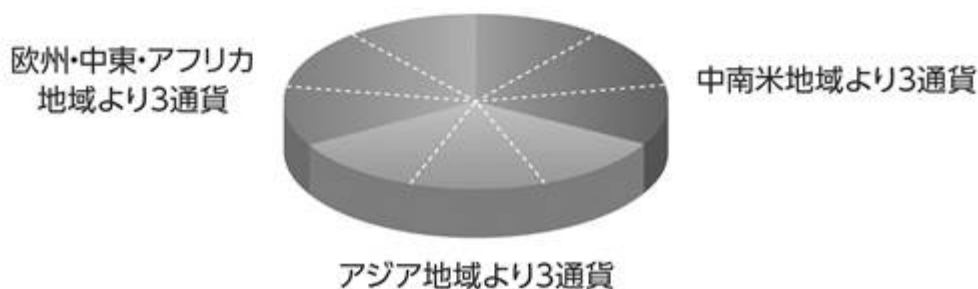


※上記の投資対象通貨は、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケットズ ブロードの構成国を参考に選定しています。
当該インデックス構成国以外の通貨を投資対象通貨とすることがあります。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P.Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P.Morgan Chase & Co. All rights reserved.

※上記の投資対象通貨は、平成28年2月末現在のものであり、平成28年3月1日以降、変更する場合があります。

- ◆各地域からそれぞれ3通貨を選定して均等に配分することをめざします。通貨の選定にあたっては、各国の金利水準、経済ファンダメンタルズ、流動性等から判断し、年2回以上見直しを行ないます。なお流動性、市場状況等によっては通貨数が異なる場合があります。



(注) 上記はイメージであり、実際の配分とは異なります。

◆債券の格付けは、取得時においてBB格相当以上※とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba { Ba1 Ba2 Ba3 }	BB { BB+ BB BB- }
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
低い		D

※

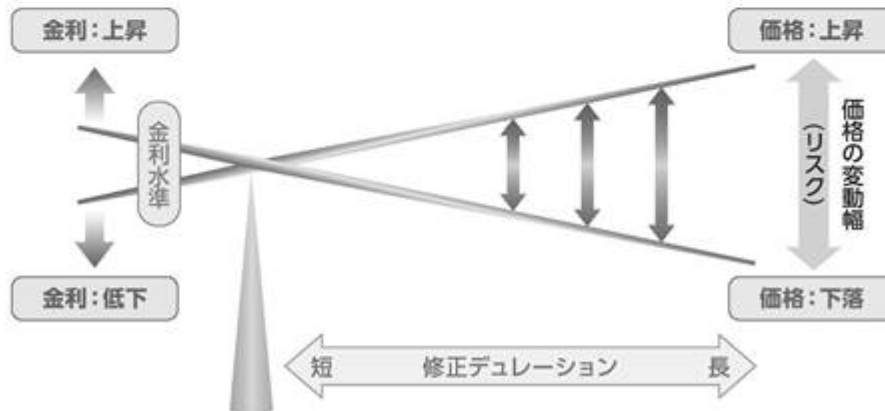
債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)やスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※ムーディーズでBa3以上またはS&PでBB-以上

◆債券ポートフォリオの修正デュレーションは1(年)程度から3(年)程度の範囲とします。

修正デュレーションについて

金利変動と修正デュレーションの関係(イメージ)



- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動(ブレ幅)が大きくなります。

2

[通貨αコース]においては、通貨のオプション取引を活用した通貨カバードコール戦略を構築します。

◆[通貨αコース]においては、通貨のコール・オプション(買う権利)を売却することで、オプションプレミアムの獲得をめざします。

※「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。

各コースの収益の源泉のイメージ

	インカム性収益	キャピタル性収益
資産成長コース	債券の利息	為替差益 債券の値上がり益
通貨αコース	オプションプレミアム 債券の利息	為替差益(注) 債券の値上がり益

(注) [通貨αコース]で得られる為替差益は、[資産成長コース]の半分程度に限定されます。

※上記は、当ファンドの投資成果を示唆または保証するものではありません。

通貨カバードコール戦略について

- ① 新興国通貨それぞれについて、円に対する当該新興国通貨のコール・オプションを売却します。
- ② 権利行使価格が通貨カバードコール戦略構築時の円に対する各新興国通貨の為替レートと同水準のコール・オプションを売却することを基本とします。
※「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となる為替レートの水準をいいます。
- ③ オプションのカバー率は、保有する債券の建て通貨ごとに評価額の50%程度とします。
※通貨カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。
- ④ 原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。
- ⑤ 原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、新たにコール・オプションを売却することで、通貨カバードコール戦略を再構築します。

[通貨αコース]の損益のイメージ



- 円に対する各新興国通貨の為替レートの上昇/下落にかかわらず、オプションプレミアムを獲得することができます。
- 円に対する各新興国通貨の為替レートが上昇した場合、利益が発生しますが、為替差益の半分程度は享受できません。
- 円に対する各新興国通貨の為替レートが下落した場合、損失が発生しますが、オプションプレミアムにより損失が軽減されることで、収益の改善が期待できます。

※上記はイメージであり、実際の価格および水準、利息、オプションプレミアムとは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※上記「通貨カバードコール戦略の効果」は、保有する新興国通貨ごとに評価額の50%程度にかかるコール・オプションを売却した場合の、1つの権利行使期間における損益を表したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

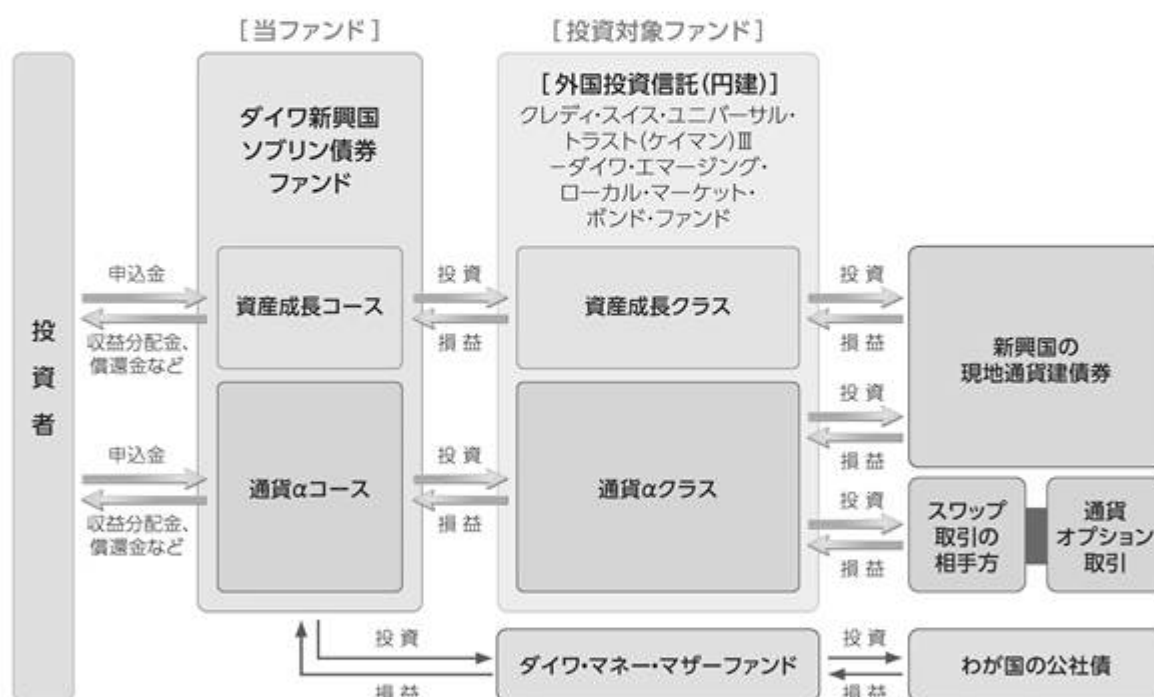
※当ファンドにおいて、通貨カバードコール戦略の損益は毎営業日に時価評価され、基準価額に反映されます。

- 債券等の運用は、大和証券投資信託委託株式会社が行ないます。
- 通貨カバードコール戦略については、クレディ・スイス・インターナショナルをカウンターパーティとするスワップ取引を通じて行ないます。

各コースについては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- [通貨αコース]においては、外国投資信託の受益証券を通じて、新興国の現地通貨建債券とオプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築します。
- [通貨αコース]が投資対象とする外国投資信託では、スワップ取引を通じて、オプション取引の損益を享受します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

3

[資産成長コース]は年2回、[通貨αコース]は毎月決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[資産成長コース]

毎年1月17日および7月17日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



[通貨αコース]

毎月17日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

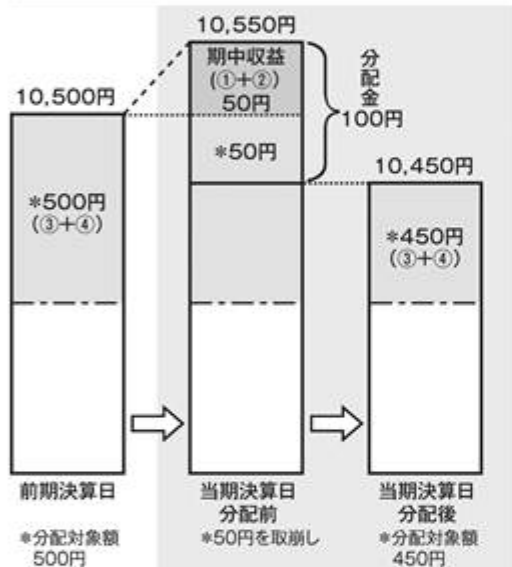
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



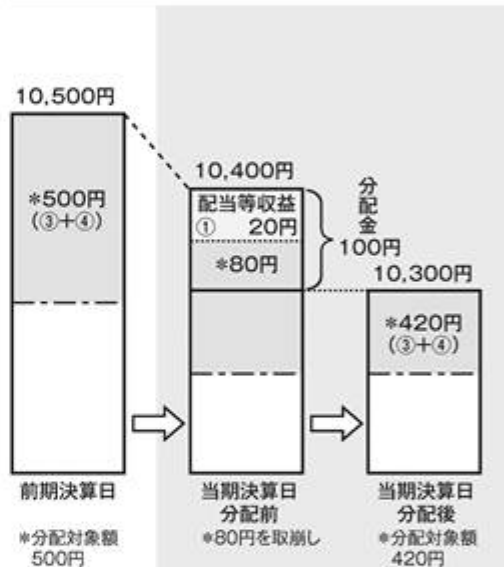
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

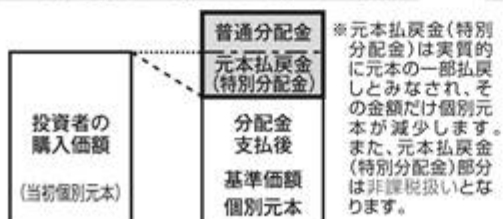


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

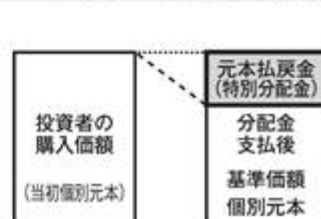
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

< 投資対象ファンドの概要 >

1. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(資産成長クラス)
2. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(通貨クラス)

形態 / 表示通貨

ケイマン籍の外国投資信託 / 円建

運用の基本方針	<p><資産成長クラス> 主として新興国の現地通貨建債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。</p> <p><通貨 クラス> 主として新興国の現地通貨建債券に分散投資します。また、スワップ取引を通じて、実質的に円に対する新興国通貨のコール・オプションの売りを行なうことで、オプションプレミアムの獲得ならびに信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。</p>
主要投資対象	<p><資産成長クラス> 新興国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。</p> <p><通貨 クラス> 新興国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。また、スワップ取引を通じて、通貨オプション取引を活用します。</p>

運用方針	<p>1. 新興国の現地通貨建債券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。</p> <p>2. 債券への投資にあたっては、以下の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資する債券は、各国の政府、政府関係機関および国際機関等が発行するものとします。 ・JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット ブロードの構成国を参考に投資対象通貨を選定します。 <p>JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット ブロードとは、JPモルガン社が算出し公表している債券指数で、新興国の政府が現地通貨建てで発行する債券で構成されています。</p> <p>上記インデックス構成国以外の通貨を投資対象通貨とする場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨の地域配分にあたっては、欧州・中東・アフリカ地域、アジア地域、中南米地域の3地域へ均等とすることをめざします。 ・各地域からそれぞれ3通貨を選定して均等に配分することをめざします。通貨の選定にあたっては、各国の金利水準、経済ファンダメンタルズ、流動性等から判断し、年2回以上見直しを行いません。なお流動性、市場状況等によっては通貨数が異なる場合があります。 ・債券の格付けは、取得時においてBB格相当以上 とします。 ムーディーズでBa3以上またはS&PでBB - 以上 ・債券ポートフォリオの修正デュレーションは1(年)程度から3(年)程度の範囲とします。 <p>3. 債券等の運用は、大和証券投資信託委託株式会社が行ないます。</p> <p>4. (<通貨 クラス>のみ)</p> <p>通貨カバードコール戦略を活用し、オプションプレミアムの獲得をめざします。当ファンドにおいて通貨カバードコール戦略とは、新興国通貨それぞれについて、円に対する当該新興国通貨のコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得をめざす戦略をいいます。</p> <p>通貨カバードコール戦略は、原則として、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。</p> <p>権利行使価格がカバードコール戦略構築時の対象資産の価格と同水準のコール・オプションの売りを行いません。</p> <p>通貨カバードコール戦略は、保有する債券の建て通貨ごとの評価額の50%程度のコール・オプションの売りを行いません。カバードコール戦略の比率は、運用環境等により50%から大きくかい離する場合があります。</p> <p>原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、新たにコール・オプションを売却することで、カバードコール戦略を再構築します。</p> <p>通貨カバードコール戦略については、クレディ・スイス・インターナショナルをカウンターパーティとするスワップ取引を通じて行ないます。</p> <p>5. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>6. 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行なわれない場合があります。</p>
設定日	2014年1月24日
信託期間	無期限
決算日	5月末日

収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	<p><資産成長クラス> 純資産総額に対して年率0.495%程度 (弁護士費用等を含みます。) ただし、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。</p> <p><通貨クラス> 純資産総額に対して年率0.575%程度 (スワップ取引にかかる費用、弁護士費用等を含みます。) ただし、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。</p>
申込手数料	かかりません。
信託財産留保額	<p><資産成長クラス> かかりません。</p> <p><通貨クラス> 1口当たり純資産総額に対し0.20%</p>
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

クレディ・スイスについて

スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループです。
世界50か国以上に拠点をもち、世界中の法人、富裕層個人、スイス国内個人などの顧客に多彩な金融サービスを提供している世界有数のグローバルな金融機関です。

3. ダイワ・マネー・マザーファンド

形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 円建
運用の基本方針	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	本邦通貨表示の公社債
投資態度	<p>わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位(A-2格相当)以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	平成16年12月10日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日(休業日の場合翌営業日)
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

平成26年1月24日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3）		
お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
運用指図	2	損益 信託金（ 3）
受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
損益 投資		
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

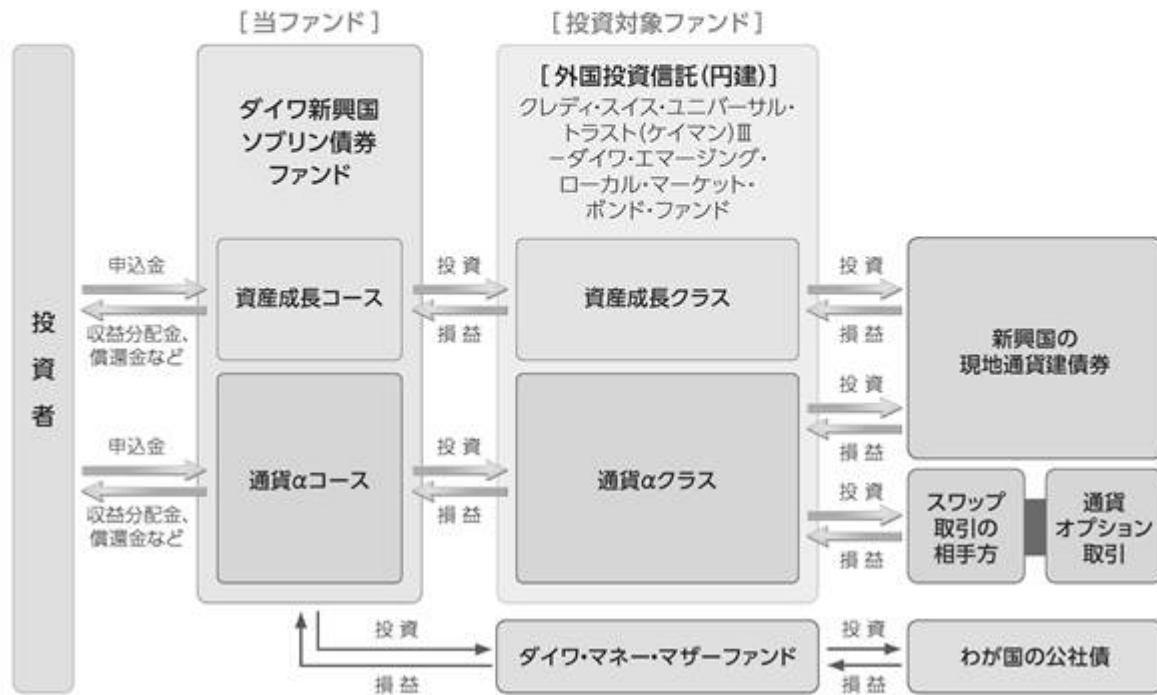
（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- [通貨αコース]においては、外国投資信託の受益証券を通じて、新興国の現地通貨建債券とオプション取引を組み合わせた通貨カバードコール戦略を構築します。
- [通貨αコース]が投資対象とする外国投資信託では、スワップ取引を通じて、オプション取引の損益を享受します。



< 委託会社の概況（平成28年2月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

昭和34年12月12日 設立登記
 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 昭和35年 4月 1日 営業開始
 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・ 大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率

		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<資産成長コース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(資産成長クラス)」(以下「エマージング・ボンド・ファンド(資産成長クラス)」といいます。)の受益証券(円建)
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ. 主として、エマージング・ボンド・ファンド(資産成長クラス)の受益証券を通じて、新興国の現地通貨建債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ロ. 当ファンドは、エマージング・ボンド・ファンド(資産成長クラス)とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、エマージング・ボンド・ファンド(資産成長クラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. エマージング・ボンド・ファンド(資産成長クラス)では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<通貨 コース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(通貨 クラス)」(以下「エマージング・ボンド・ファンド(通貨 クラス)」といいます。)の受益証券(円建)
2. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ. 主として、エマージング・ボンド・ファンド(通貨 クラス)の受益証券を通じて、新興国の現地通貨建債券への分散投資と通貨のオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、オプションプレミアムの獲得ならびに信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ロ. 当ファンドは、エマージング・ボンド・ファンド(通貨 クラス)とダイワ・マネー・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、エマージング・ボンド・ファンド(通貨 クラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. エマージング・ボンド・ファンド(通貨 クラス)では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 資産成長コース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファン ド（資産成長クラス）
選定の方針	主として、新興国の現地通貨建債券に分散投資し、信託財産の 着実な成長と安定した収益の確保をめざすファンドである。

2. 通貨 コース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファン ド（通貨 クラス）
選定の方針	主として、新興国の現地通貨建債券への分散投資と通貨のオブ ション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、オブ ションプレミアムの獲得ならびに信託財産の着実な成長と安定 した収益の確保をめざすファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<資産成長コース>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有

価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(資産成長クラス)」の受益証券(円建)
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<通貨 コース>

(<資産成長コース>と同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(通貨 クラス)」の受益証券(円建)
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

(<資産成長コース>と同規定)

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 資産成長コース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(資産成長クラス)
運用の基本方針	主として新興国の現地通貨建債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
主要な投資対象	新興国の現地通貨建債券
委託会社等の名称	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2. 通貨 コース

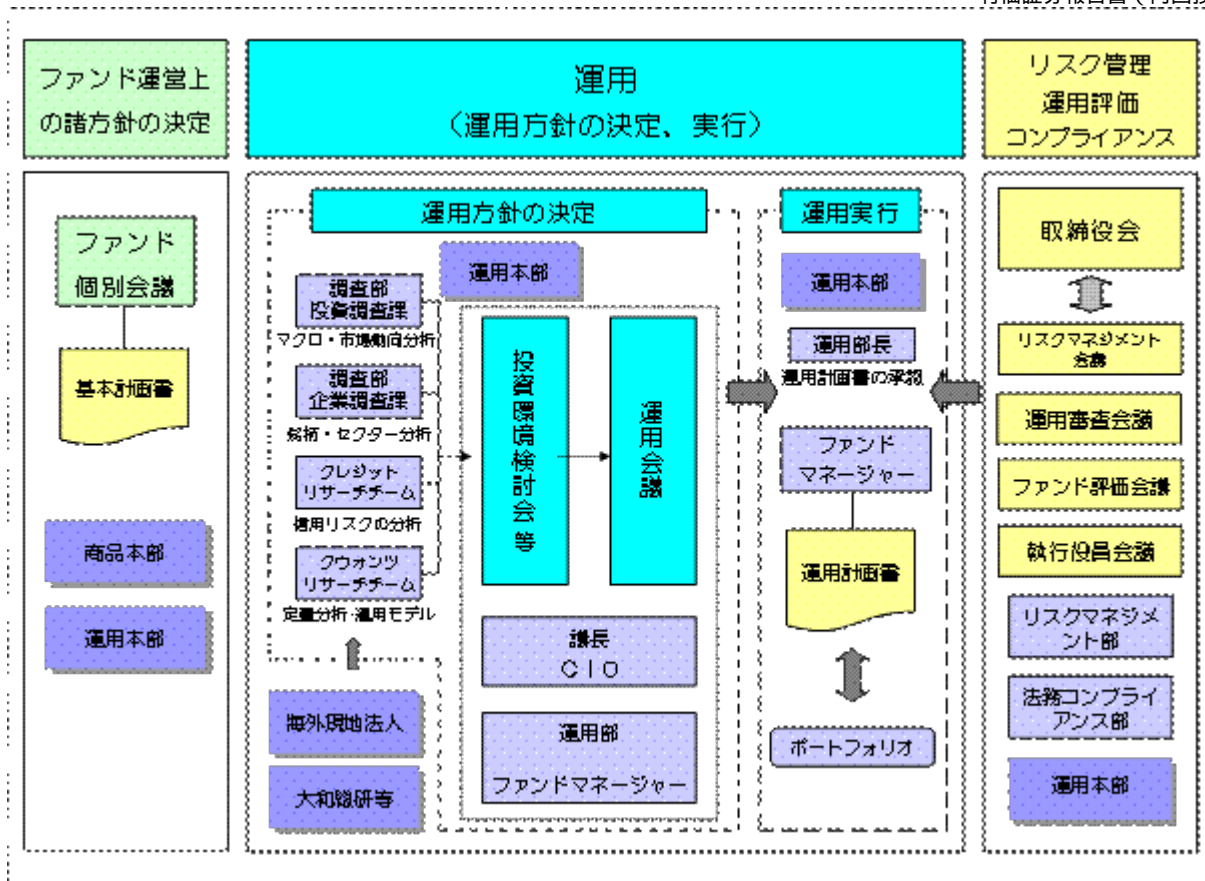
投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(通貨クラス)
運用の基本方針	主として新興国の現地通貨建債券に分散投資します。また、スワップ取引を通じて、実質的に円に対する新興国通貨のコール・オプションの売りを行なうことで、オプションプレミアムの獲得ならびに信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
主要な投資対象	新興国の現地通貨建債券、スワップ取引を通じた通貨オプション取引
委託会社等の名称	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成28年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

< 資産成長コース >

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

<通貨 コース>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> 投資対象ファンドについて

1．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（資産成長クラス）

2．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（通貨 クラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

3．ダイワ・マネー・マザーファンド

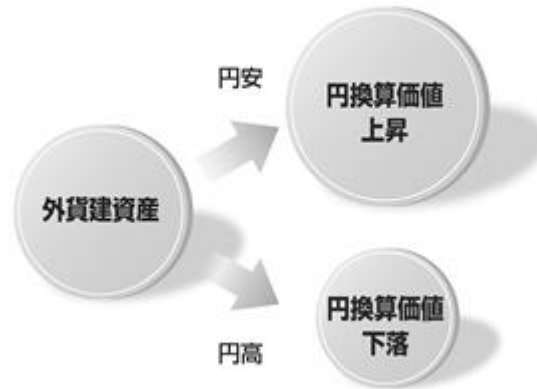
下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなるが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

通貨カバードコール戦略の利用に伴うリスク（＜通貨 コース＞のみ）

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の為替水準、権利行使価格、為替変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、需給等により決定されるため、変動します。

為替水準や為替変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

通貨カバードコール戦略では、円に対する各新興国通貨の為替レートが上昇した場合の為替差益が限定されるため、通貨カバードコール戦略を構築しなかった場合に対して投資成果が劣化する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、円に対する各新興国通貨の為替レートが下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は為替レートに比べて緩やかになる可能性があります。

スワップ取引の利用に伴うリスク（＜通貨 コース＞のみ）

スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、通貨カバードコール戦略の投資成果を享受することができず、ファンドの運用の継続が困難となり、予想外の損失を被る可能性があります。

当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、スワップ取引の相手方が取引するオプションについて何ら権利を有しません。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

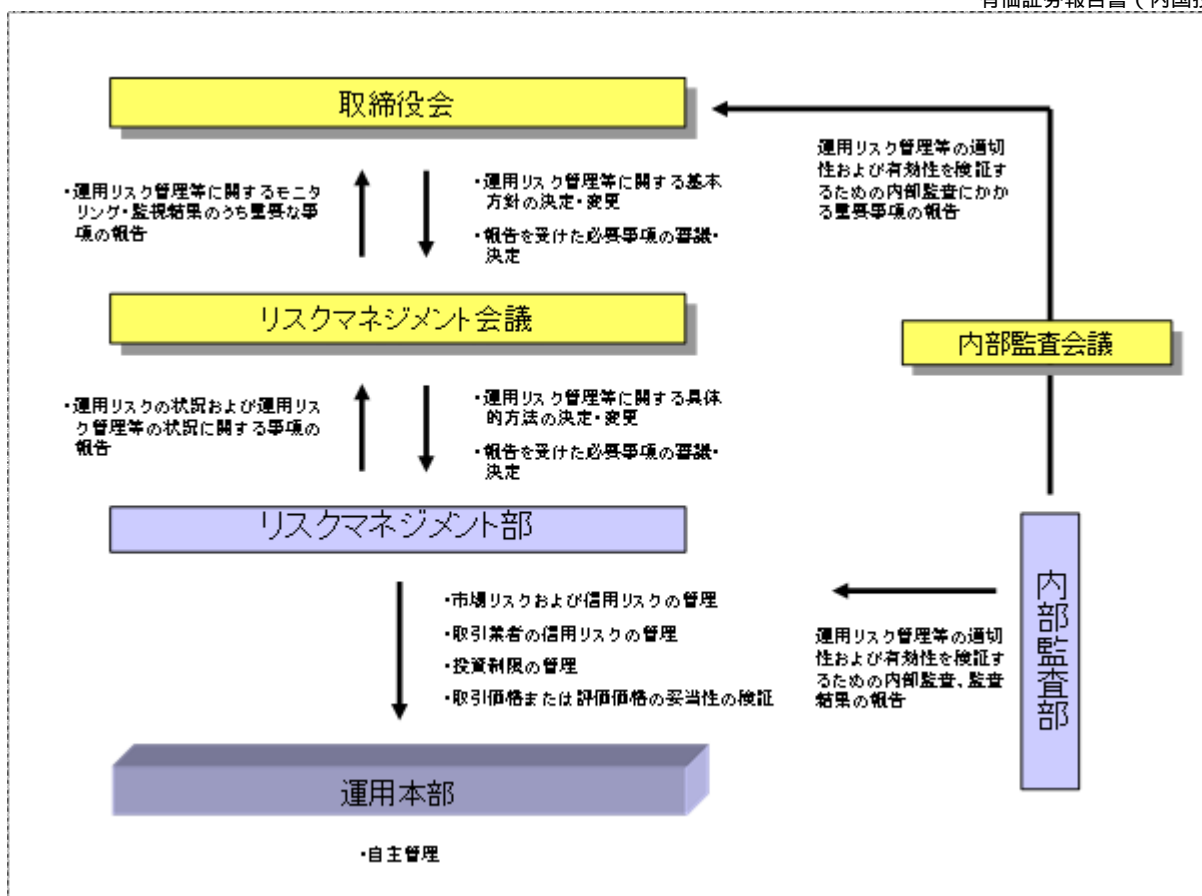
ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

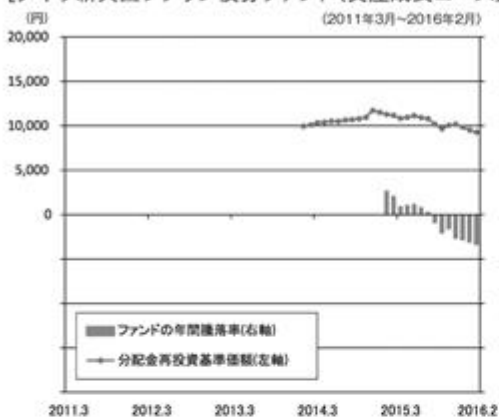
当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

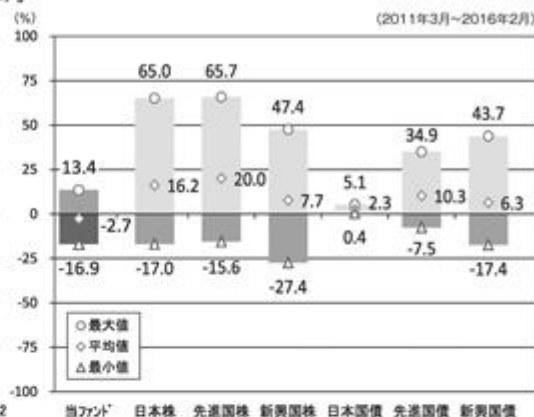
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

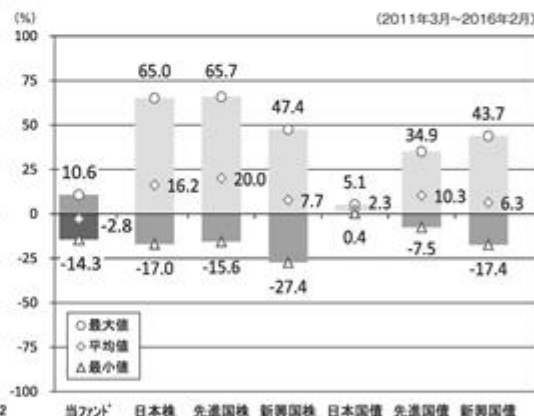
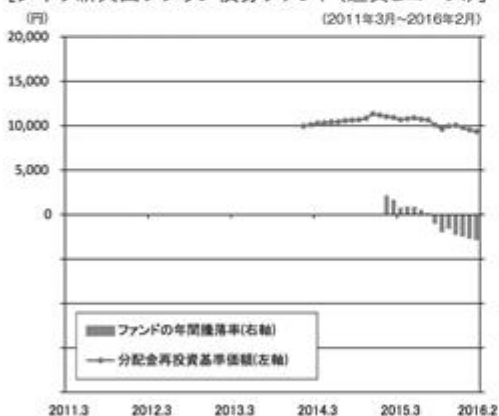
[ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)]



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



[ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨αコース)]



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「資産成長コース」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「通貨 コース」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「通貨 コース」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「資産成長コース」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

<資産成長コース>

ありません。

<通貨 コース>

信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.161%（税抜1.075%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.30% (税抜)	年率0.75% (税抜)	年率0.025% (税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「資産成長コース」については年率1.656%（税込）程度、「通貨コース」については年率1.736%（税込）程度です。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成28年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）】

(1) 【投資状況】（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	2,112,779,344	95.54
内 ケイマン諸島	2,112,779,344	95.54
親投資信託受益証券	50,053,975	2.26
内 日本	50,053,975	2.26
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	48,499,577	2.19
純資産総額	2,211,332,896	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	EMERGING LOCAL MARKET BOND FUND CAPITAL GROWTH CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	25,230,831.21	84.06 2,121,039,783	83.73 2,112,779,344	95.54
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	49,082,149	1.0198 50,053,975	1.0198 50,053,975	2.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	95.54%
親投資信託受益証券	2.26%
合計	97.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年7月17日)	7,740,089,753	7,747,418,804	1.0561	1.0571
第2計算期間末 (平成27年1月19日)	5,274,150,925	5,278,844,779	1.1236	1.1246
平成27年2月末日	4,416,653,581	-	1.1144	-
3月末日	4,062,487,048	-	1.0819	-
4月末日	4,028,568,730	-	1.0937	-
5月末日	3,847,730,066	-	1.1112	-
6月末日	3,572,489,170	-	1.0895	-
第3計算期間末 (平成27年7月17日)	3,546,930,782	3,550,149,945	1.1018	1.1028
7月末日	3,433,772,468	-	1.0773	-
8月末日	3,053,521,377	-	1.0148	-
9月末日	2,765,300,166	-	0.9635	-
10月末日	2,757,600,466	-	1.0024	-
11月末日	2,677,780,489	-	1.0126	-
12月末日	2,485,950,522	-	0.9825	-
第4計算期間末 (平成28年1月18日)	2,303,625,476	2,306,120,413	0.9233	0.9243
平成28年1月末日	2,358,293,460	-	0.9483	-
2月末日	2,211,332,896	-	0.9238	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0010
第2計算期間	0.0010
第3計算期間	0.0010
第4計算期間	0.0010

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	5.7
第2計算期間	6.5
第3計算期間	1.9
第4計算期間	16.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	323,283,152	919,148,511
第2計算期間	35,035,391	2,670,232,392
第3計算期間	63,548,544	1,538,239,656
第4計算期間	8,997,884	733,223,828

(注) 当初設定数量は7,924,917,220口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	13,800,200,163	49.98
内 日本	13,800,200,163	49.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	13,810,592,340	50.02
純資産総額	27,610,792,503	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成28年2月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	573 国庫短期証券	日本	国債証券	5,800,000,000	100.00 5,800,077,276	100.00 5,800,077,276	- 2016/03/07	21.01
2	576 国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	100.00 3,000,064,007	100.00 3,000,064,007	- 2016/03/22	10.87
3	574 国庫短期証券	日本	国債証券	3,000,000,000	100.00 3,000,028,550	100.00 3,000,028,550	- 2016/03/14	10.87
4	578 国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	100.00 2,000,030,330	100.00 2,000,030,330	- 2016/03/28	7.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	49.98%
合計	49.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)

2016年2月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,238円
純資産総額	22億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-2.6%
3カ月間	-8.7%
6カ月間	-8.9%
1年間	-16.9%
3年間	-
5年間	-
設定来	-7.3%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 20円 設定来分配金合計額: 40円

決算期	第1期 14年7月	第2期 15年1月	第3期 15年7月	第4期 16年1月				
分配金	10円	10円	10円	10円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

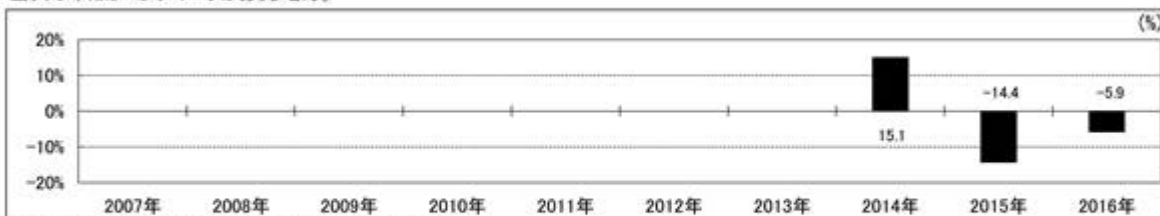
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド	ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(資産成長クラス)	95.5%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	2.3%
合計		97.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2014年は設定日(1月24日)から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 コース)】

(1) 【投資状況】(平成28年2月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	7,890,410,560	95.04
内 ケイマン諸島	7,890,410,560	95.04
親投資信託受益証券	200,176,637	2.41
内 日本	200,176,637	2.41
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	211,519,668	2.55
純資産総額	8,302,106,865	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	EMERGING LOCAL MARKET BOND FUND CURRENCY ALPHA CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	109,203,788.85	71.95 7,857,321,812	72.25 7,890,410,560	95.04
2	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	196,290,094	1.0198 200,176,637	1.0198 200,176,637	2.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	95.04%
親投資信託受益証券	2.41%
合計	97.45%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成26年7月17日)	26,838,087,267	27,105,969,343	1.0019	1.0119
第2特定期間末 (平成27年1月19日)	22,819,704,461	23,051,652,722	0.9838	0.9938
平成27年2月末日	20,053,378,342	-	0.9685	-
3月末日	18,064,322,929	-	0.9364	-
4月末日	17,489,697,674	-	0.9355	-
5月末日	16,697,923,180	-	0.9335	-
6月末日	15,661,119,264	-	0.9105	-
第3特定期間末 (平成27年7月17日)	15,230,811,628	15,398,342,944	0.9091	0.9191
7月末日	14,826,971,311	-	0.8936	-
8月末日	12,973,096,429	-	0.8372	-
9月末日	11,806,297,973	-	0.7897	-
10月末日	11,130,311,223	-	0.8088	-
11月末日	10,402,059,020	-	0.8077	-
12月末日	9,608,975,183	-	0.7813	-
第4特定期間末 (平成28年1月18日)	8,648,742,299	8,743,230,362	0.7323	0.7403
平成28年1月末日	8,774,513,525	-	0.7508	-
2月末日	8,302,106,865	-	0.7293	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0500
第2特定期間	0.0600

第3特定期間	0.0600
第4特定期間	0.0520

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	5.2
第2特定期間	4.2
第3特定期間	1.5
第4特定期間	13.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,177,274,969	793,692,143
第2特定期間	606,525,838	4,199,907,374
第3特定期間	479,490,073	6,921,184,520
第4特定期間	211,183,929	5,153,307,671

(注) 当初設定数量は26,404,624,817口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 コース)

2016年2月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,293円
純資産総額	83億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-1.8%
3カ月間	-6.8%
6カ月間	-7.1%
1年間	-14.3%
3年間	-
5年間	-
設定来	-6.4%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,100円 設定来分配金合計額: 2,300円

決算期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
	15年3月	15年4月	15年5月	15年6月	15年7月	15年8月	15年9月	15年10月	15年11月	15年12月	16年1月	16年2月
分配金	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	80円	80円	80円	80円	80円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

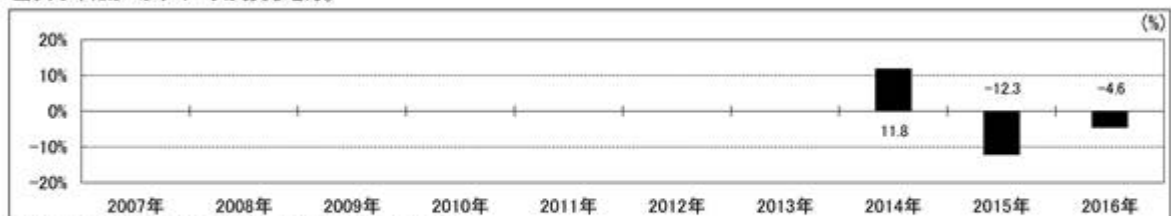
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド	ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(通貨αクラス)	95.0%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・マザーファンド	2.4%
合計		97.5%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2014年は設定日(1月24日)から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ．ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行いません。

イ．ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、「資産成長コース」においては一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額、「通貨コース」においては一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「資産成長コース」または「通貨コース」の受益者が、当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、当該一部解約請求の申込みの受け付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「資産成長コース」の受益者である場合、「通貨コース」を、また「通貨コース」の受益者である場合、「資産成長コース」をいいます。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

< 信託財産留保額について >

「通貨 コース」においては、信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.2%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

一部解約に対応して有価証券等の取引を行なう場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うこととなります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益権を継続して保有される方との公平性に資する目的で導入されているもので、解約の際に控除され、信託財産に繰入れられます。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
 電話番号（コールセンター） 0120-106212
 （営業日の9:00～17:00）
- ・ 委託会社のホームページ
 アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成26年1月24日から平成31年1月17日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

< 資産成長コース >

毎年1月18日から7月17日まで、および7月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成26年1月24日から平成26年7月17日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

< 通貨 コース >

毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成26年1月24日から平成26年3月17日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項

- を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 5. 前3. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 6. 前3. から前5. までの規定は、前2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. から前5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を「資産成長コース」については計算期間の末日ごとに、「通貨コース」については毎年1月および7月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成27年7月18日から平成28年1月18日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 平成27年7月17日現在	第4期 平成28年1月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	108,008,233	66,304,002
投資信託受益証券	3,425,013,181	2,206,623,693
親投資信託受益証券	50,049,067	50,053,975
流動資産合計	3,583,070,481	2,322,981,670
資産合計		
	3,583,070,481	2,322,981,670
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,219,163	2,494,937
未払解約金	9,297,595	-
未払受託者報酬	545,527	389,364
未払委託者報酬	22,913,834	16,355,168
その他未払費用	163,580	116,725
流動負債合計	36,139,699	19,356,194
負債合計		
	36,139,699	19,356,194
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 3,219,163,748	¹ 2,494,937,804
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 327,767,034	² 191,312,328
（分配準備積立金）	455,058,116	419,948,640
元本等合計	3,546,930,782	2,303,625,476
純資産合計		
	3,546,930,782	2,303,625,476
負債純資産合計		
	3,583,070,481	2,322,981,670

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期	第4期
	自 平成27年1月20日 至 平成27年7月17日	自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日
営業収益		
受取配当金	108,461,169	96,885,845
受取利息	26,657	15,034
有価証券売買等損益	176,279,631	585,270,425
営業収益合計	67,791,805	488,369,546
営業費用		
受託者報酬	545,527	389,364
委託者報酬	22,913,834	16,355,168
その他費用	163,580	116,725
営業費用合計	23,622,941	16,861,257
営業損失（ ）	91,414,746	505,230,803
経常損失（ ）	91,414,746	505,230,803
当期純損失（ ）	91,414,746	505,230,803
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	26,489,651	63,253,073
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	580,296,065	327,767,034
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,381,311	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,381,311	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	189,766,084	74,606,695
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	189,766,084	74,604,562
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,133
分配金	1 3,219,163	1 2,494,937
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	327,767,034	191,312,328

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第4期	
	自 平成27年7月18日	至 平成28年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間末日</p> <p>平成28年1月17日が休日のため、当計算期間末日を平成28年1月18日としております。このため、当計算期間は185日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第3期	第4期
	平成27年7月17日現在	平成28年1月18日現在
1. 1 期首元本額	4,693,854,860円	3,219,163,748円
期中追加設定元本額	63,548,544円	8,997,884円
期中一部解約元本額	1,538,239,656円	733,223,828円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,219,163,748口	2,494,937,804口

3. 2 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は191,312,328円であります。
------------	--	---

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第3期 自 平成27年1月20日 至 平成27年7月17日	第4期 自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（72,736,472円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（8,941,849円）及び分配準備積立金（385,540,807円）より分配対象額は467,219,128円（1万口当たり1,451.37円）であり、うち3,219,163円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（70,930,671円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（8,245,180円）及び分配準備積立金（351,512,906円）より分配対象額は430,688,757円（1万口当たり1,726.25円）であり、うち2,494,937円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第4期 自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。</p> <p>なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期 平成28年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第3期 平成27年7月17日現在	第4期 平成28年1月18日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	136,474,136	508,617,524
親投資信託受益証券	4,908	4,908
合計	136,469,228	508,612,616

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期 平成27年7月17日現在	第4期 平成28年1月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第3期 平成27年7月17日現在	第4期 平成28年1月18日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1018円 (11,018円)	0.9233円 (9,233円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	EMERGING LOCAL MARKET BOND FUND CAPITAL GROWTH CLASS	26,255,264.370	2,206,623,693	
投資信託受益証券 合計			2,206,623,693	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	49,082,149	50,053,975	
親投資信託受益証券 合計			50,053,975	
合計			2,256,677,668	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（資産成長クラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（資産成長クラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
**ダイワ・エマージング・ローカル・
マーケット・ボンド・ファンド**
（適格機関投資家専用）
（オープン・エンド型のケイマン籍のユニットトラスト）

財務諸表

2015年5月31日に終了した年度

財政状態計算書

2015年5月31日に終了した年度

（米ドル建て）

	2015年5月31日		2014年5月31日	
資産				
損益通算公正価値金融資産（注2.2および5）	ドル	157,150,276	ドル	333,204,175
現金および現金同等物（注2.1）		5,336,014		9,924,130
未収：				

売却済み有価証券(注2.4)	1,656,875	1,150
利息(注2.10)	2,307,966	5,706,592
前払報酬	-	14,960
総資産	166,451,131	348,851,007
負債		
損益通算公正価値金融負債(注2.2、5および6)	1,776,773	645,341
未払:		
償還済みの受益証券(注2.8および3)	2,417,503	987,763
購入証券(注2.4)	1,679,384	-
保管報酬(注8B)	62,329	85,743
報酬代理店報酬(注8F)	53,514	104,751
副投資運用会社報酬(注8E)	42,954	349,184
専門家報酬	36,911	53,711
管理会社報酬(注8A)	18,687	33,247
名義書き換え代理報酬(注8C)	3,570	5,296
負債(買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産を除く)	6,091,625	2,265,036
買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産(注3)	ドル 160,359,506	ドル 346,585,971

Fiona Barrie

2015年10月7日

Elian Trustees (Cayman) Limitedを代表し

日付

専らダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド

(適格機関投資家専用)の受託会社としての地位において

Yolandé Hill

2015年10月7日

Elian Trustees (Cayman) Limitedを代表し

日付

専らダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド

(適格機関投資家専用)の受託会社としての地位において

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

包括利益計算書

2015年5月31日に終了した年度

(米ドル建て)

2014年1月24日

(業務開始日)から

2015年5月31日

2014年5月31日まで

	2015年5月31日		2014年5月31日まで	
収益				
利息(注2.10および2.11)	ドル	14,913,069	ドル	6,430,779
損益通算公正価値金融資産および負債による 純実現(損失)/利益(注2.2、7、および8.2)		(10,558,338)		127,017
外貨取引による純実現損失(注2.6)		(1,512,967)		(1,436,244)
損益通算公正価値金融資産および負債による 評価(損)/益の純変動(注2.2、2.6および7)		(34,371,343)		14,375,999
外国為替換算による評価(損)/益の純変動(注2.6)		(112,866)		60,897
収益合計		(31,642,445)		19,558,448
費用				
副投資運用会社報酬(注8E)		770,407		349,184
報酬代理店報酬(注8F)		472,189		211,192
保管報酬(注8B)		439,153		183,103
管理会社報酬(注8A)		153,546		69,823
名義書き換え代理報酬(注8C)		30,896		11,637
受託会社報酬(注8D)		14,960		-
専門家報酬		-		53,711
費用合計		1,881,151		878,650
金融費用控除前営業(損失)/利益		(33,523,596)		18,679,798
金融費用				
買戻償還可能受益証券保有者に対する分配金(注2.7)		(29,023,909)		(11,941,411)
分配金控除後税引前(損失)/利益		(62,547,505)		6,738,387
源泉徴収税(注2.11)		(899,367)		(88,547)
業務活動の結果生じた買戻償還可能受益証券 保有者帰属純資産の(減少)/増加額	ドル	(63,446,872)	ドル	6,649,840

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産変動計算書

2015年5月31日に終了した年度

(米ドル建て)

2014年1月24日時点（業務開始日）	ドル	-
買戻償還可能受益証券の発行*		344,545,845
買戻償還可能受益証券の買戻償還による支出		(4,609,714)
業務活動の結果生じた買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産の増加額		6,649,840
2014年5月31日時点	ドル	346,585,971
買戻償還可能受益証券の発行*		29,023,909
買戻償還可能受益証券の買戻償還による支出		(151,803,502)
業務活動の結果生じた買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産の減少額		(63,446,872)
2015年5月31日時点	ドル	160,359,506

*買戻償還可能受益証券の発行には、受益者に支払われた29,023,909ドルの分配金が含まれている。この分配金は、受益者に代わり再投資されている。2014年5月31日に終了した年度に、11,941,411ドルの分配金が再投資された。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書

2015年5月31日に終了した年度

（米ドル建て）

	2014年1月24日 （業務開始日）から	
	2015年5月31日	2014年5月31日まで
営業活動によって生じたキャッシュ・フロー		
業務活動の結果生じた買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産の（減少） / 増加額	ドル (63,446,872)	ドル 6,649,840
業務活動の結果生じた買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産の（減少） / 増加額を営業活動で生じた / （使用した）現金と一致させる調整：		
買戻償還可能受益証券保有者への分配金 ⁽¹⁾	29,023,909	11,941,411
投資有価証券の取得による支出	(108,030,708)	(350,057,207)
投資有価証券の売却による収入	244,059,519	32,584,130
仕組スワップの決済による純収入	(3,204,405)	(697,379)
損益通算公正価値金融資産および負債に係る純実現損失 / （利益）	10,558,338	(127,017)
損益通算公正価値金融資産および負債に係る評価損 / （益）の純変動	34,371,343	(14,375,999)
投資有価証券の増加	(3,863,899)	(1,411,032)
投資有価証券の償却	3,295,143	1,525,670
売却投資証券の未収金の増加	(1,655,725)	(1,150)

未収利息の減少 / (増加)	3,398,626	(5,706,592)
前払報酬の減少 / (増加)	14,960	(14,960)
購入済み投資証券の未払金の増加	1,679,384	-
その他未払金の(減少) / 増加 ⁽²⁾	(413,967)	631,932
営業活動で生じた / (使用した) 純現金	145,785,646	(319,058,353)

財務活動によって生じたキャッシュ・フロー

買戻償還可能受益証券保有者へ支払われた分配金 ⁽¹⁾	(29,023,909)	(11,941,411)
買戻償還可能受益証券の発行による収入 ⁽¹⁾	29,023,909	344,545,845
買戻償還可能受益証券の買戻償還による支出	(150,373,762)	(3,621,951)
財務活動で(使用した) / 生じた純現金	(150,373,762)	328,982,483
現金および現金同等物の純(減)増	(4,588,116)	9,924,130
現金および現金同等物の期首残高(注2.1)	9,924,130	-
現金および現金同等物の期末残高(注2.1)	ドル 5,336,014	ドル 9,924,130

営業活動から生じるキャッシュ・フローに関する補足情報

受取利息	ドル 18,311,695	ドル 724,187
------	---------------	------------

(1) 買戻償還可能受益証券保有者へ支払われた分配金は受益証券保有者に代わり受益証券に再投資された。

(2) 財政状態計算書に開示の通り、その他未払金には保管報酬、報酬代理店報酬、副投資運用会社報酬、専門家報酬、管理会社報酬、名義書き換え代理報酬を含む。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する。

財務諸表への注記**2015年5月31日に終了した年度****1. 組織**

ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家専用)(以下「本シリーズ・トラスト」)はケイマン諸島法に基づき2013年12月2日付けの信託宣言により設定された、オープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストで、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下「当トラスト」)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、2013年12月2日付の補足信託証書に従って設立され、ケイマン諸島の法律に基づいて法人化された信託会社であるElian Trustee (Cayman) Limited(以下「受託会社」)によって執行される。本シリー

ズ・トラストは2014年1月24日に業務を開始し、最終買戻日まで存続する。最終買戻日とは、2159年6月11日および以下のいずれかの事由が発生した日以降の最も早い実際の買戻日のいずれか早い日とする。1) 評価日の純資産価値が5億円もしくはそれを下回る、または2) 受託会社と運用会社が全ての受益証券を強制的に買戻すことに合意する(それぞれを「強制買戻し事由」という)。

本トラストはケイマン諸島信託法(改訂)に基づき、また、ケイマン諸島投資信託法(改訂)に基づき2014年1月22日に登録された特例トラストである。

本トラストの主たる事務所は89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islandsにある。

本シリーズ・トラストの運用会社はCredit Suisse Management (Cayman) Limited(以下「運用会社」)である。副投資運用会社はDaiwa Asset Management Co. Ltd.(「副投資運用会社」)である。

本シリーズ・トラストの管理会社は、Brown Brothers Harriman & Co.(以下「管理会社」)である。

本シリーズ・トラストは米ドルで表示される。本シリーズ・トラストは現在、通貨 クラス(以下「クラスCAC」)および資産成長クラス(以下「クラスCGC」)の2つの受益証券クラスを提供している。受託会社は運用通貨によって受益証券のクラスを指定することができる。受益証券の購入申込みと買戻し償還は同クラスの運用通貨によって処理され、同クラスの純資産価額は各クラスの運用通貨によって計算され、相場価格が設定される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、原則として高利回りの新興国債券の流動性ポートフォリオ(以下「新興国債券」)および当該新興国債券の表示通貨(これらをまとめて「新興国通貨」と呼びます)への投資を通じて、中長期の上昇と安定的な収入を受益者に提供することである。ただし、他の要因についても考慮する可能性がある。

クラスCACの場合、本シリーズ・トラストは、それぞれの新興国通貨/日本円の為替レート(以下「外国為替オプション・オーバーレイ」)にリンクしたヨーロピアン・コール・オプション(「通貨カバード・コール・オプション」)を名目的に販売する通貨オプション取引戦略を実施し、さらに当該コール・オプションに起因するオプション・プレミアムを名目的に回収することによってリターンを高めることを目的としている。通貨オプション取引戦略はアンファンデッド・スワップ(以下「仕組スワップ契約」)を通じて実行される。

新興国債券のポートフォリオおよびクラスCAC受益証券、外国為替オプション・オーバーレイの場合、毎月一定の金額の収益の発生が予想される。当該収益は対応する分配日に関連する受益証券のクラスの保有者に対し分配される予定である。

以下のそれぞれについて、毎月、利息収入が発生するものとして計算する。

- (a) 新興国債券が受領するクーポンに等しい金額(源泉徴収税が課せられる場合にはこれを控除した額)
- (b) 上記(a)のクーポンの金額に係る未収利息。管理会社が受領し、収益分配を行う日までの期間について計算する(クラスCGC受益証券について、上記(a)と(b)を合わせて、以下「計算上の利息」という)。
- (c) クラスCAC受益証券についてのみ、通貨カバード・コール・オプションの名目的売却によるオプション・プレミアム。

外国為替オプション・オーバーレイ

通貨カバード・コール・オプションはクラスCAC受益証券のためにオークション方式によって名目的に売却される。オークションは最低3社の市場参加者に気配を提示させる。外国為替オプション・オーバーレイは新興国通貨/日本円の為替レートについて通貨カバード・コール・オプションを、期間は約1カ月で、オプションの権利行使日の新興国通貨/日本円の為替レートの水準の100%に等しい権利行使価格で、名目的に売却する予定である。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

売却されたオプションの名目金額のクラスCAC受益証券のために保有される新興国通貨建ての新興国債券の価値に対する比率は原則として50%とする（「通貨カバー比率」）。

外国為替オプション・オーバーレイは、クラスCAC受益証券の保有者のために、リターンを高めることを目的として行う。それぞれの新興国通貨/日本円の為替レートに連動する通貨カバード・コール・オプションが名目上売却されることから、保有者は、日本円に対するそれぞれの新興国通貨の為替レートの値下がりリスクにさらされることになる。ただし、逆に日本円に対するそれぞれの新興国通貨の為替レートが値上がりする場合に、生じる利益の額は、名目上売却された当該通貨コール・オプションの行使価格に基づく額を超えることはない。従って、新興国通貨が日本円に対して値上がりする場合、クラスCAC受益証券のパフォーマンスはクラスCGC受益証券への投資もしくは新興国債券への直接投資を下回る可能性がある。

本財務諸表は2015年10月7日に受託会社によって発行が承認された。

2. 重要な会計方針の概要

これらの財務諸表の作成に当たって採用された主たる会計方針は以下で詳しく記載されている。これらの方針は特に他の指定がない限り、対象会計年度を通じて一貫して適用される。財務諸表は国際会計基準（IFRS）に従い作成されている。財務諸表は、損益通算公正価値金融資産および負債の再評価（デリバティブ金融商品を含む）によって修正された取得原価主義に基づいて作成されている。IFRSに準拠して財務諸表を作成する場合には、特定の重要な会計上の見積もりを使用することが要求され、本シリーズ・トラストの会計方針を適用する過程で受託会社と運用会社が判断を行使することが求められる。仮定および見積りが財務諸表にとって重要な分野は注記4で開示されている。IFRSに基づく財務諸表を提示するため、経営者は資産および負債の報告価額に影響を与える事項について見積りおよび想定を実施し、財務諸表の日付における偶発債務を開示しなければならない。見積りおよび想定は、過去の経験や、その時の状況の下で合理的と信じられる将来のイベントの予想を含むその他の要因に基づくものである。実際の結果は見積もりと異なることがある。

2015年5月31日に終了する会計年度には実施されず、早期適用も行われない公表済みの新しい基準、改訂、解釈

2018年1月1日以降に開始する会計年度に適用されるIFRS第9号「金融商品」は、一部ハイブリッド契約を含めた金融資産と負債を事業体が分類および測定する方法を規定している。同基準はIAS第39号の規定に比べると金融資産の分類および測

定のためのアプローチが改善され、単純化されている。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の規定の大部分は修正なしにそのまま持ち越された。同基準は金融資産の分類に対して整合性のあるアプローチを採用しており、そのそれぞれが自身の分類基準を持っていたIAS第39号における多くの金融資産カテゴリーを入れ替えるものとなっている。同基準は本シリーズ・トラストの財政状態や経営成績に大きな影響を与えることは予想されない。本シリーズ・トラストはその金融資産と金融負債（ロングとショートの双方とも）を、損益を通じた公正価値により測定されるものとして引き続き分類すると予想されている。

本シリーズ・トラストに重要な影響を与えると想定されるようなその他の基準、解釈、あるいは既存基準の改訂は存在しない。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外国通貨、および原契約の満期が3ヵ月以内の短期預金を、現金および現金同等物とみなしている。

2015年5月31日および2014年5月31日時点で本シリーズ・トラストは現金および現金同等物として以下の残高を保有していた。

	2015年		2014年	
	ドル		ドル	
現金	ドル	276	ドル	282
定期預金		5,335,738		9,923,848
	ドル	5,336,014	ドル	9,924,130

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

2.2 金融資産と金融負債

(A) 分類

本シリーズ・トラストは金融資産および金融負債を、以下のカテゴリーに分類している。

損益通算公正価値金融資産：

- ・ 売買目的のデリバティブ金融商品
- ・ 損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定された負債証券

償却原価で計上される金融資産：

- ・ 貸付金および未収勘定：現金および現金同等物、売却証券の未収勘定、利子、前払い報酬

損益通算公正価値金融負債：

- ・ 売買目的のデリバティブ金融商品

償却原価で計上される金融負債：

- ・その他の負債：償還された受益証券への未払い金、購入証券、保管報酬、報酬代理店報酬、副投資運用会社の報酬、専門家報酬、管理会社報酬、名義書き換え代理報酬、買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産

売買目的に分類される金融商品とは：

- ・原則として短期間での売却または買戻しを目的として取得ないし引き受けた金融商品、あるいは
- ・最初に認識された時に、一緒に運用され、最近において短期的な利益確定のパターンの証拠が存在する金融投資のポートフォリオの一部、あるいは、
- ・指定された有効なヘッジ商品以外のデリバティブ

本シリーズ・トラストは文書化された投資戦略に従ってすべての新興国債券を公正価値に従って運用するため、これらの証券を開始時点での損益通算の公正価値で指定する。これらの証券の内部報告とパフォーマンス測定は公正価値ベースで行う。

支払額が固定または確定された非デリバティブ金融資産は、活発な市場で相場が出ていないか、または保有者が信用の悪化以外の理由により初期投資の全額を事実上回復できない資産でない限り、貸付金および未収勘定として分類される。

(B) 認識と認識の中止

本シリーズ・トラストは、当該金融商品の契約の一方の当事者になった日に、金融資産および金融負債を認識する。投資対象の定期的な購入と売却は取引日、すなわち本シリーズ・トラストが同投資対象の購入または売却をコミットした日に認識される。金融資産は同投資からキャッシュ・フローを受け取る権利が消失したか、あるいは本シリーズ・トラストが同投資の所有に伴う事実上すべてのリスクとリワードを移転した時に認識が中止される。

(C) 測定

損益通算公正価値での金融資産と負債は、当初から公正価値で認識される、その後評価される。取引費用は包括利益計算書に、発生時に費用計上される取引手数料として含まれる。当初認識のあと、すべての損益通算公正価値金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。「損益通算公正価値金融資産および金融負債」カテゴリーにおける公正価値の変化から生じる利益および損失は、それらが生じた会計年度の包括利益計算書に記載される。投資証券売却実現損益は先入先出法で計算する。

(D) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（上場デリバティブや売買目的有価証券など）の公正価値は、報告日の取引終了時点における取引相場価格に基づいて見積もられる。公正価値は測定日において市場参加者間の秩序ある取引により資産の売却または負債の譲渡によって得られる価格である。負債の公正価値は債務不履行のリスクを反映している。活発な市場で取引される金融資産と負債（上場デリバティブや売買目的有価証券など）の公正価値は報告日の取引終了時点における取引相場価格に基づいて見積もられる。取引相場がすぐには入手できない投資証券または資産は、運用会社のアドバイスを受け、受託会社が採用する手続きに従って誠意をもって決定された公正価値で評価される。それに伴う未実現純損益の変動は包括利益計算書に反映される。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

仕組スワップへの投資：受託会社は本シリーズ・トラストの受託者としての能力において、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「仕組スワップ・カウンターパーティ」）と仕組スワップ契約を締結する。仕組スワップ契約はクラスCAC受益証券のために行なわれる外国為替オプション・オーバーレイのパフォーマンスに連動する。仕組スワップの取引日は2014年1月24日（以下「取引日」）とし仕組スワップは米ドル建ての仕組みとなる（仕組スワップはスワップ・カウンターパーティの裁量で延長される場合がある）。

注記1の開示および目論見書とその添付書類1に記載の通り、公正価値は外国為替オプション・オーバーレイのパフォーマンスを参照して決定される。仕組スワップ契約の価値は新興国債券の公正価値、新興国通貨/日本円の為替レートおよび外国オプション・オーバーレイの下で名目的に売却されたヨーロピアン通貨コール・オプションの公正価値に基づく。

2.3 相殺金融商品

金融資産と負債は、認識された額を相殺するための法的強制力のある権限を持ち、純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合には、互いに相殺され、その純額が財政状態計算書の中で報告される。

2.4 売却証券の未収勘定および購入証券の未払勘定

売却証券の未収勘定および購入証券の未払勘定は、契約されたが、財政状態計算書の日付時点でまだ決済されていない売買目的取引をそれぞれ反映する。これらの取引の額は当初に認識され、その後売却証券の未収勘定総額のための減損引当金を除した公正価値で測定される。減損引当金は本シリーズ・トラストが売却証券に係る未収勘定の総額を回収できなくなるという客観的証拠が存在する場合に設定される。ブローカーの重要な財務困難、ブローカーが破産法の手続きまたは更生手続きに入る可能性、および支払いの不履行が、売却有価証券の未収勘定の額が毀損していることの指標とみなされている。

2.5 未払費用

費用は発生主義により包括利益計算書上で認識される。

2.6 外貨換算

(A) 機能通貨と表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは米ドルで測定され、投資家に報告される。受託会社は米ドルが基調的な取引、イベントおよび状況による経済的影響を最も忠実に反映する通貨とみなしている。財務諸表は本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示される。

(B) 取引と残高

外貨建て金融資産と負債は評価日に米ドルに換算される。金融資産および負債の売買、収益および費用項目はそれぞれの取引日に米ドルに換算される。

損益通算公正価値金融資産および負債に関し、外国為替レートの変動の結果として計上される純実現または未実現為替差損益は、包括利益計算書に記載される損益通算公正価値金融資産および負債による純実現損益、および損益通算公正価値金融資産および負債による未実現評価損益の純変動に含めるものとする。

2.7 分配

本シリーズ・トラストに関する現行の方針は、受益証券の各クラスの保有者に月次分配金を支払うことである。すべての分配金は、必要とされる源泉徴収税を控除して支払われる場合があるほか、受益証券保有者に対して現実には支払わない代わりに、受益証券の同一クラスの受益証券の追加受益証券への拠出に適用されると宣言したその他の当該分配金およびすべての分配金については未払金となる場合がある。

各分配日に支払われる分配金の額はクレディ・スイス・インターナショナル（以下「財務顧問会社」）が自らの裁量に基づき、特にクラス受益証券に関して推定される受益証券当たりの毎月のキャピタルゲインに基づいて決定する。財務顧問会社は、適切と考えられる状況において、当該月における受益証券クラスのユニットの月次分配金を支払わないことを選択できる。財務顧問会社がかかると判断される状況には、財務顧問会社が自らの裁量に基づき、当該受益証券クラスが前月に対してパフォーマンスがマイナス、もしくは財務顧問会社がかかると判断されるのに適切と考える程度にアンダーパフォームしていると判断する場合は含まれるが、これに限らない。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間において宣言され、支払われ、再投資された分配金は以下の通りである。

		2015年	
		総額	
クラスCAC	ドル	25,985,554	
クラスCGC		3,038,355	
	ドル	29,023,909	
		2014年	
		総額	
クラスCAC	ドル	10,570,231	
クラスCGC		1,371,180	
	ドル	11,941,411	

2.8 買戻償還可能受益証券

本シリーズ・トラストは2つのクラスの買戻償還可能受益証券を保有しており、それらは保有者の選択で買戻しできる。本シリーズ・トラストはIAS第32号（改訂）「金融商品：表示」に従ってプット可能な金融商品を負債として分類している。

同改訂は金融負債の定義を満たすプット可能な金融商品について、特定の厳格な基準を満たす場合には持分に分類することを規定している。これらの基準には以下が含まれる。

- ・ プット可能な金融商品は保有者に対して純資産への比例持分の権利を与えなければならない。
- ・ プット可能な金融商品は最も劣後的なクラスに位置付けられ、同クラスの特徴は同一でなければならない。
- ・ 発行者に対する買戻しの義務以外には、現金または別の金融資産を引き渡す契約上の義務が存在してはならない。
- ・ その存続期間を通じたプット可能な金融商品からの予想される総キャッシュ・フローは、基本的には発行者の利益または損失に基づくものでなければならない。

本シリーズ・トラストの買戻償還可能参加型受益証券はこれらの条件を充足しておらず、従って金融負債として分類される。

買戻償還可能受益証券は、本シリーズ・トラストの純資産価額に対する比例持分に相当する現金との交換でいつでも本シリーズ・トラストに買戻しを求めることができる。

買戻償還可能受益証券は保有者が本シリーズ・トラストに受益証券を戻す権利を行使した場合、財政状態計算書日現在の未払いの買戻金額で計上される。

買戻償還可能受益証券は、発行または買戻しの時点における本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価額に基づいた価格で、発行および買戻しできる。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価額は、各クラスの買戻償還可能受益証券の保有者に帰属する持分を各クラスの同受益証券の発行済み総数で割ることによって算出される。さらなる詳細は注記3を参照されたい。

2.9 損失補償

受託会社と運用会社は本シリーズ・トラストのために、様々な損失補償を含む特定の契約を結ぶことができる。これらの取決めに基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの限度がどうなるかは分からない。しかし、本シリーズ・トラストはこれらの契約に基づく事前の損失補償請求は何も受けておらず、損失のリスクはほとんどないと予想している。

2.10 金利収益と関連未収勘定

金利収益は実効金利方式を用いて時間比例配分ベースで認識され、現金および現金同等物からの金利収益を含む。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

2.11 税務

本トラストはケイマン諸島政府から2063年12月2日まで同諸島のすべての所得税、収益税、およびキャピタルゲイン税を免除するとの約束を受けた。このような税金は現在ケイマン諸島では適用されていない。

本シリーズ・トラストは現在、投資収益とキャピタルゲインに対して一部の国で源泉徴収税を課せられている。これらの収益または利益は包括利益計算書の中で源泉徴収税総額の対象として記載される。源泉徴収税は包括利益計算書の中で区分された項目として記載される。

2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間における税金の構成は下記の通りだった。

	2015年		2014年	
源泉徴収税	ドル	899,367	ドル	88,547

本シリーズ・トラストはケイマン諸島以外の諸国で設定された証券に投資する。これらの外国の多くは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にキャピタルゲイン税が適用可能であることを示唆する税法を有している。こうしたキャピタルゲイン税は自己評価ベースで決定される必要があり、これらの税金は本シリーズ・トラストのブローカーによって「源泉徴収」ベースで控除されない可能性がある。

本シリーズ・トラストはIAS第12号「法人所得税」に従って、外国の税法が、こうした外国から発生するシリーズ・トラストのキャピタルゲインに税金負債を査定するのを義務付けることが見込まれるときは、関係税務当局がすべての事実と状況を十分に把握していると想定して、税金負債を認識することが求められる。税金負債はそれから、報告期間の年度末までに成立しているか、あるいは実質的に成立している税法および税率に従って関係税務当局に支払われると想定される額を測定する。オフショア投資の本シリーズ・トラストに、成立した税法をどのようなやり方で適用するかについてはしばしば不透明性が生じる。これが、税金負債が究極的に本シリーズ・トラストによって支払われるのかどうかの不透明性を生み出す。従って、経営者は不透明な税金負債を測定する際には、関係税務当局の公式、あるいは非公式の慣行を含め、その時点で入手可能な、支払いの可能性に影響を与えかねないすべての事実と状況を常に考慮に入れる。

2015年5月31日および2014年5月31日に受託会社は本シリーズ・トラストが、付随する財務諸表の中で未認識税効果として記載すべき負債は存在しなかったと判断した。これは受託会社の最良の推定を反映するものだが、本シリーズ・トラストが稼得したキャピタルゲインに対して外国税務当局が税の徴収を試みるリスクは残される。これは事前の警告もないまま遡及ベースで起こる可能性もあり、その場合は本シリーズ・トラストに損失をもたらす恐れがある。

3. 買戻償還可能受益証券

本シリーズ・トラストの各受益証券1口当たりの純資産価額は本シリーズ・トラストの純資産価額（「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含む負債を控除したもの）をその時点の本シリーズ・トラストの発行済みの受益証券総口数で割って算出される。Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）は各取引日の業務終了時に本シリーズ・トラストの純資産価額を計算する。

受益証券の価格はすべての目的上、日本円で計算され、支払いが行われる。

当初最低購入申込額は100円を下回らないものとし、注文には端数を含めない。すべての受益者は購入申込みを完了しなければならない。受益証券の当初購入価格は各クラスの受益証券1口当たり100円とする。受益証券に対するすべての支払いは日本円で行われなければならない。受託会社はいかなる理由によっても、理由を示すことなしにいかなる購入申込みに対してもそれを拒否することができる。

受益証券の当初発行以降、適格投資家はその後のいかなる申込日においても適切な申込み価格で受益証券の購入を申込みすることができる。受益証券に対するすべての支払いは日本円で行われる。受託会社はいかなる理由によっても、理由を示すことなしにいかなる購入申込みに対してもそれを拒否することができる。

受託会社または正式に指名された代理人は当該購入申込み日後の2営業日以内に午前10時（東京時間）以前に受益証券の購入申込み価格を受領しなければならない。購入申込みは取り消すことはできない。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

2015年5月31日時点の純資産総額、発行済受益証券残高、受益証券1口当たり純資産価額は以下の通り。

受益証券のクラス	純資産総額		発行済受益証券残高		受益証券1口当たり 純資産価額	
	ドル				ドル	
クラスCAC	ドル	130,573,948		172,444,683	ドル	0.757
クラスCGC	ドル	29,785,558		35,099,988	ドル	0.849
	ドル	160,359,506		207,544,671		

クラスCACおよびクラスCGC受益証券の運用通貨は日本円である。2015年5月31日時点のクラスCACおよびクラスCGC受益証券の純資産価額は、それぞれ93.964円と105.306円だった。

2014年5月31日時点の純資産総額、発行済受益証券残高、受益証券1口当たり純資産価額は以下の通り。

受益証券のクラス	純資産総額		発行済受益証券残高		受益証券1口当たり 純資産価額	
	ドル				ドル	
クラスCAC	ドル	266,526,535		269,361,706	ドル	0.989
クラスCGC	ドル	80,059,436		78,635,305	ドル	1.018
	ドル	346,585,971		347,997,011		

クラスCACおよびクラスCGCの受益証券の運用通貨は日本円である。2014年5月31日時点のクラスCACおよびクラスCGC受益証券の純資産価額は、それぞれ100.626円と103.576円だった。

2015年5月31日および2014年5月31日時点で、すべての発行済受益証券を1受益者が保有し、純資産の100%の持分を保有している。

受益者は保有する受益証券を受託会社の事前の書面による同意にある場合に限り譲渡できる。受託会社による同意は合理的な理由なく保留または遅延してはならない。受益証券の譲渡は本シリーズ・トラストの受益者の登録簿に記入されるまでは受託会社または受益者に対して有効ではなく拘束力を有しない。

各受益者は受託会社または正当に指定されたその代理人に対して、保有受益証券の全部または一部を、適切な買戻し日に買戻し価格で買戻すことを求める買戻し通知を出すことができる。買戻し注文は当該通貨または受益証券の口数で申し込むことができる。もし当該通知が受益者の登録簿に記録された受益者の保有するすべての受益証券に関するものではない場合、受託会社はその単独の裁量によって1円または受益証券1口の最低買戻し要件を適用することができる。買戻し通知は取り消しすることができない。最終買戻日以前の受益証券の買戻し時には、クラスCAC受益証券の買戻し価格の0.20%に相当する買戻手数料が買戻される各受益証券に対して適用される（以下「買戻手数料」）。買戻手数料は買戻しを行う当該受益者が運用会社へ支払う。誤解を避けるために、買戻手数料は最終買戻日における受益証券の買戻しについては適用されない。

すべてのクラスの受益証券の買戻しに関連して受益者へ支払われる金額は現金で支払われるが、受益者の最善の利益のために受託会社が運用会社と協議の上で決定する限り、受託会社が保有する証券の分配金によって現物（または一部現物）で行うことができる。受託会社がそのような決定を行う場合には、同日に買戻しを行うすべての受益者に対する分配金は同じ基準で行われる。

支払いは受益者が要請できる申込み可能な他の通貨によっても行うことができる。ただしこれはいかなる外国為替コストもそうした受益者に対する支払額から控除されることが条件となる。こうした買戻し代り金は実際の支払いの前に金利はつかない。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間において発行済、再投資済、買戻済、および未払の受益証券は以下の通りである。

受益証券の クラス	2014年 5月31日時点	発行済 受益証券	再投資済 受益証券	買戻済 受益証券	2015年 5月31日時点
クラスCAC	269,361,706	-	29,308,647	(126,225,670)	172,444,683
クラスCGC	78,635,305	-	3,175,255	(46,710,572)	35,099,988
合計	347,997,011	-	32,483,902	(172,936,242)	207,544,671

受益証券の クラス	2014年 1月24日時点 (業務開始日)	発行済 受益証券	再投資済 受益証券	買戻済 受益証券	2014年 5月31日時点
クラスCAC	-	261,024,968	10,831,499	(2,494,761)	269,361,706
クラスCGC	-	79,386,997	1,376,443	(2,128,135)	78,635,305

合計	-	340,411,965	12,207,942	(4,622,896)	347,997,011
----	---	-------------	------------	-------------	-------------

受託会社はいかなる時においても、いかなる理由であっても、5営業日を下回らない期間の書面による受益者への事前通知によって、1口当たり実勢純資産価額から受託会社が負担した経費または受益者が支払うべき金額を差し引いた価額で保有受益証券の全部またはいかなる部分も買戻すことができる。

1口当たり純資産価額の計算が一時的に停止される場合、受益証券の発行と買戻しおよび当該取引に関する支払いは一時的に停止される。受託会社は一時停止が強制または撤回された後できる限り速やかに受益者に通知する。購入申込みと買戻しの通知はそのような一時停止の間は撤回できず、場合によっては次の購入申込日または買戻日に処理される。

4. 重要な会計上の見積りと判断

重要な会計上の見積りと仮定

経営者は資産および負債の報告価額に影響を与えるような将来に関する見積りおよび想定を実施する。見積りは継続的に評価され、過去の経験や、その時の状況の下で合理的と信じられる将来のイベントの予想を含むその他の要因に基づくものとなる。この結果生じる会計上の見積りは必然的に、関連する実際の結果と同一になることはほとんどない。本シリーズ・トラストはしばしば、店頭（以下「OTC」）デリバティブなど活発な市場では相場が出ていない金融商品を保有する場合もある。こうした商品の公正価額は評価技法を利用することによって決められる。評価技法（例えばモデル）が公正価額を決定するのに利用される場合は、運用会社によって認証され、定期的に見直しされる。

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主要なリスク要因

本シリーズ・トラストの活動は、市場リスク（為替リスク、公正価値金利リスク、キャッシュ・フロー金利リスク、価格リスクを含む）、信用リスク、流動性リスクなど、様々な財務リスクを伴う。これらのリスクの管理は運用会社が受託会社によって承認された方針に基づいて実施する。

本シリーズ・トラストは、本シリーズ・トラストがさらされている様々なタイプのリスクを測定、管理するためのそれぞれ異なった方法を利用する。それらの方法を以下に説明する。

以下のリスク要因に関する検討は、本シリーズ・トラストへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

(A) 為替リスク

本シリーズ・トラストが投資する証券および仕組スワップ契約は本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨で表示、あるいは価格が示される場合がある。このため、外国通貨の為替レートの変化が本シリーズ・トラストのポートフォリオの価額に影響を与える可能性を持つ。一般的には本シリーズ・トラストの機能通貨の価額が他の通貨に対して上昇すれば、他の通貨建ての証券は、価額を低下させることになる。というのは、当該通貨を本シリーズ・トラストの機能通貨へ換算する際に価額が低下する効果もたらされるためである。これとは逆に、シリーズ・トラストの機能通貨の価額が別の通貨に対して低下すれば、同通貨建ての証券の価額は上昇する。一般に「為替リスク」として知られるこのリスクは、本シリーズ・トラ

ストの強い機能通貨が投資家へのリターンを減らし、弱い機能通貨はこれらのリターンを高める可能性があることを意味している。

財務諸表への注記(続き)

2015年5月31日に終了した年度

為替レートは、金利の変動、政府、中央銀行または国際通貨基金などの国際機関による介入(または介入の失敗)、通貨統制またはその他の政治情勢などの多くの理由により短期間で大きく変動する場合がある。その結果、本シリーズ・トラストによる外貨建て証券への投資のリターンは低下する可能性がある。本シリーズ・トラストが取る特定のポジションは通貨価格の変動からの利益の獲得を目的としている。将来の価格を予測することは本質的に不確かなものであり、市場がポジションと反対に動けば、発生した損失はヘッジされない。価格の絶対的な変動を予測しようとすることは、価格の相対的な変動を予測しようとする以上投機的な側面が強いと一般的に認識されている。

本シリーズ・トラストまたはその各クラスは、適用可能な場合は様々なタイプの外貨取引を利用することによってシリーズ・トラストまたはクラスのパフォーマンスに貢献するような特定の通貨ないし複数の通貨のパフォーマンスを活用することができる。運用会社が成功する通貨プログラムを採用するという保証はなく、本シリーズ・トラストまたはクラスは機能通貨の価格が本シリーズ・トラストまたはクラスの他の諸通貨に対して下落するときには、その通貨活動に起因する損失を被る可能性もある。加えて、本シリーズ・トラストまたは各クラスは運用会社が指定する通貨戦略に関連した取引コストが生じる。

下表は2015年5月31日現在のシリーズ・トラストの為替リスクへのエクスポージャーである。

2015年5月31日時点	損益を通じて						その他資産			純資産に		
	現金および		公正価値で測定する		仕組スワップ		および			対する		
	現金同等物		新興国債券		契約		負債(純額)			割合(%)		
ブラジル・レアル	BRL	ドル	-	ドル	16,924,458	ドル	-	ドル	-	ドル	16,924,458	10.6%
インドネシア・ルピア	IDR		-		17,342,332		-		-		17,342,332	10.8
メキシコ・ペソ	MXN		-		17,471,292		-		-		17,471,292	10.9
マレーシア・リンギット	MYR		-		17,924,913		-		-		17,924,913	11.2
ペルー・ヌエボ・ソル	PEN	163			17,366,197		-		-		17,366,360	10.8
ポーランド・ズロチ	RUB		-		17,287,218		-		-		17,287,218	10.8
タイ・バーツ	THB		-		17,654,701		-		-		17,654,701	11.0
トルコ・リラ	TRY		-		18,115,180		-		-		18,115,180	11.3
南アフリカ・ランド	ZAR		-		17,063,985		-		-		17,063,985	10.6
			163		157,150,276		-		-		157,150,439	98.0
米ドル	USD		5,335,851		-		(1,776,773)		(350,011)		3,209,067	2.0
		ドル	5,336,014	ドル	157,150,276	ドル	(1,776,773)	ドル	(350,011)	ドル	160,359,506	100.0%

下表は2014年5月31日現在のシリーズ・トラストの為替リスクへのエクスポージャーである。

2014年5月31日時点	損益を通じて			その他資産			純資産に					
	現金および		公正価値で測定する	および		純額	対する					
	現金同等物	新興国債券	仕組スワップ契約	負債(純額)			割合(%)					
ブラジル・レアル	BRL	ドル	-	ドル	38,873,543	ドル	-	ドル	-	ドル	38,873,543	11.2%
インドネシア・ルピア	IDR		-		36,725,482		-		-		36,725,482	10.6
マレーシア・リンギット	MYR		-		35,996,761		-		-		35,996,761	10.4
メキシコ・ペソ	MXN		-		36,716,742		-		-		36,716,742	10.6
ペルー・ヌエボ・ソル	PEN		-		35,472,845		-		-		35,472,845	10.2
ロシア・ルーブル	RUB		-		36,450,686		-		-		36,450,686	10.5
タイ・バーツ	THB		-		34,721,234		-		-		34,721,234	10.0
トルコ・リラ	TRY		-		39,898,281		-		-		39,898,281	11.5
南アフリカ・ランド	ZAR		-		38,348,601		-		-		38,348,601	11.1
			-		333,204,175		-		-		333,204,175	96.1
米ドル	USD		9,924,130		-		(645,341)		4,103,007		13,381,796	3.9
		ドル	9,924,130	ドル	333,204,175	ドル	(645,341)	ドル	4,103,007	ドル	346,585,971	100.0%

財務諸表への注記(続き)

2015年5月31日に終了した年度

以下の表では2015年5月31日および2014年5月31日時点における本シリーズ・トラストの資産および負債の為替変動に対する感応度を要約している。同分析は他のすべての変数を一定にして関連為替レートが米ドルに対し以下の表で示されるパーセンテージで上昇した(あるいは下落した)との想定に基づいている。これはこれらの為替レートの過去のボラティリティを考慮した為替レート変動の合理的な変動に関する経営者による最良の推定を反映している。

合理的に起こり得る

通貨	変動	2015年5月31日		
BRL	+/- 33.54%	+/-	ドル	5,676,463
IDR	+/- 9.64%	+/-	ドル	1,671,801
MXN	+/- 15.21%	+/-	ドル	2,657,383
MYR	+/- 10.06%	+/-	ドル	1,803,246
PEN	+/- 13.36%	+/-	ドル	2,320,124
RLN	+/- 22.09%	+/-	ドル	3,818,747
THB	+/- 2.35%	+/-	ドル	414,885
TRY	+/- 16.91%	+/-	ドル	3,063,277
ZAR	+/- 11.04%	+/-	ドル	1,883,864

合理的に起こり得る

通貨	変動	2014年5月31日		
BRL	+/- 6.25%	+/-	ドル	2,429,596
IDR	+/- 3.26%	+/-	ドル	1,197,251

MXN	+/- 3.76%	+/-	ドル	1,380,549
MYR	+/- 3.48%	+/-	ドル	1,252,687
PEN	+/- 1.37%	+/-	ドル	485,978
RUB	+/- 2.08%	+/-	ドル	758,174
THB	+/- 0.29%	+/-	ドル	100,692
TRY	+/- 8.10%	+/-	ドル	3,231,761
ZAR	+/- 4.23%	+/-	ドル	1,622,146

(B) キャッシュ・フローと公正価値金利リスク

金利変動リスクは、金利が低下するときに債券の価格が全般的に上昇し、金利が上昇するときにそれらの価格が下落するリスクを指す。長期証券の価格は一般的に、短期証券の価格よりも金利の変化により大きく反応して変動する。本シリーズ・トラストは、短期金利または長期金利が急上昇したり、あるいは本シリーズ・トラストの運用会社が予想しなかったような変化を示した場合に損失を被る可能性がある。金利が変動する時には、同証券のデュレーションが負債証券価格の変動の度合いを示すのに利用される。デュレーションの数値が大きくなればなるほど、一定の金利変動に対する負債証券価格の変動も大きくなる。従って、純資産価額も変動することになる。

財務諸表への注記（続き）**2015年5月31日に終了した年度**

以下の表は本シリーズ・トラストの金利変動リスクに対するエクスポージャーを分析している。表には契約上のリプライシングか、あるいは満期日のどちらか早い方で分類した本シリーズ・トラストの公正価値での資産および負債の構成が含まれる。

2015年5月31日時点

	1年未満		1～5年		5年以上		無利息	総額		
資産										
損益通算公正価値金融資産	ドル	5,659,556	ドル	138,122,725	ドル	13,367,995	ドル	-	ドル	157,150,276
現金および現金同等物		5,335,738		-		-		276		5,336,014
未収：										
売却済み証券		-		-		-		1,656,875		1,656,875
利息		-		-		-		2,307,966		2,307,966
総資産		10,995,294		138,122,725		13,367,995		3,965,117		166,451,131
負債										
損益通算公正価値金融負債	ドル	-	ドル	-	ドル	-	ドル	1,060,554	ドル	1,060,554
スワップ契約で受領される										
プレミアム		-		-		-		716,219		716,219
未払：										
償還済みの受益証券		-		-		-		2,417,503		2,417,503
購入証券		-		-		-		1,679,384		1,679,384

保管報酬	-	-	-	62,329	62,329
報酬代理店報酬	-	-	-	53,514	53,514
副投資運用会社報酬	-	-	-	42,954	42,954
専門家報酬	-	-	-	36,911	36,911
管理会社報酬	-	-	-	18,687	18,687
名義書き換え代理報酬	-	-	-	3,570	3,570
総負債（買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産を除く）	-	-	-	6,091,625	6,091,625
金利感応度ギャップ合計	ドル 10,995,294	ドル 138,122,725	ドル 13,367,995	ドル (2,126,508)	ドル 160,359,506

2015年5月31日時点で、他のすべての変数が一定という想定のもと、金利が50ベーシスポイント低下あるいは上昇していたとすると、それぞれの会計期間の利益または損失の増加ないしは減少は概ね1,728,653ドルに上る計算になる。これはほとんどが負債証券の市場価格の変動によって生じる。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

2014年5月31日時点

	1年未満		1～5年		5年以上		無利息		総額
資産									
損益通算公正価値金融資産	ドル	-	ドル	310,933,169	ドル	22,271,006	ドル	-	ドル 333,204,175
現金および現金同等物		9,923,848		-		-		282	9,924,130
未収：									
売却済み証券		-		-		-		1,150	1,150
利息		-		-		-		5,706,592	5,706,592
前払受託会社報酬		-		-		-		14,960	14,960
総資産	ドル	9,923,848	ドル	310,933,169	ドル	22,271,006	ドル	5,722,984	ドル 348,851,007
負債									
損益通算公正価値金融負債	ドル	-	ドル	-	ドル	-	ドル	645,341	ドル 645,341
未払：									
償還済みの受益証券		-		-		-		987,763	987,763
副投資運用会社報酬		-		-		-		349,184	349,184
報酬代理店報酬		-		-		-		104,751	104,751
保管報酬		-		-		-		85,743	85,743
専門家報酬		-		-		-		53,711	53,711
管理会社報酬		-		-		-		33,247	33,247
名義書き換え代理報酬		-		-		-		5,296	5,296
総負債（買戻償還可能受益証券保有者帰属純資産を除く）	-	-	-	-	-	-	2,265,036	2,265,036	2,265,036

金利感応度ギャップ合計

ドル	9,923,848	ドル	310,933,169	ドル	22,271,006	ドル	3,457,948	ドル	346,585,971
----	-----------	----	-------------	----	------------	----	-----------	----	-------------

2014年5月31日時点で、他のすべての変数が一定という想定のもと、金利が50ベーシスポイント低下あるいは上昇していたとすると、それぞれの会計期間の利益または損失の増加ないしは減少は概ね3,602,844ドルに上る計算になる。これはほとんどが負債証券の市場価格の変動によって生じる。

(C) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券の市場価格は上下に変動し、急速な動きや予想できない変動をする場合がある。証券の価値は証券市場全般または証券市場を代表する特定の産業に影響を与える要因によって下落する場合がある。ある証券の価値は現実のまたは認識された経済環境の悪化、特定の証券または金融商品の需給、企業業績の全般的な見通しの変化、金利または為替レートの変動、または投資家心理の悪化など、特定の企業に特に関連しない全般的な市場環境によって下落する場合もある。また、証券の価値は、労働者不足や生産コストの上昇および業界内の競争環境などの特定の産業や複数の産業に影響を与える要因によって下落することもある。証券市場が全般的に下落する間には、複数の資産クラスの価値が同時に下落することがある。エクイティ証券は一般的に価格の変動性が債券より大きい。

財務諸表への注記(続き)

2015年5月31日に終了した年度

下表は2015年5月31日時点の市場価格リスクの集中を要約している。

国名	公正価値	純資産に占める割合
ブラジル	ドル 16,924,458	10.6%
インドネシア	17,342,332	10.8%
マレーシア	17,924,913	11.2%
メキシコ	17,471,292	10.9%
オランダ	11,792,528	7.4%
ペルー	17,366,197	10.8%
ポーランド	17,287,218	10.8%
南アフリカ	14,274,455	8.9%
スウェーデン	1,645,530	1.0%
タイ	17,654,701	11.0%
トルコ	4,677,122	2.9%
英国	2,789,530	1.7%
	ドル 157,150,276	98.0%

下表は2014年5月31日時点の市場価格リスクの集中を要約している。

国名	公正価値	純資産に占める割合
ブラジル	ドル 38,873,543	11.2%
インドネシア	36,725,482	10.6%

マレーシア	35,996,761	10.4%
メキシコ	36,716,742	10.6%
オランダ	14,170,008	4.1%
ペルー	35,472,845	10.2%
ロシア	36,450,686	10.5%
南アフリカ	35,214,598	10.2%
タイ	34,721,234	10.0%
トルコ	25,728,273	7.4%
英国	3,134,003	0.9%
	ドル	333,204,175
		96.1%

本シリーズ・トラストの市場価格リスクは投資ポートフォリオの分散を通じて管理されている。本シリーズ・トラストはボトムアップ・アプローチに基づき事業の成長や収益性の観点から包括的に選択された株式に投資する意向である。

(D) 信用リスク

発行者の信用格付けの変更、あるいは発行者の信用状態に対する市場の受け止め方は、同発行者に対する本シリーズ・トラストの投資の評価額に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは発行者の財政状態および負債の条件の双方に左右される。

上場証券のすべての取引は公認ブローカーを利用した受け渡しによって清算/支払いが行われる。売却された証券の受け渡しはブローカーが支払いを受け取った場合にのみ行われるため、債務不履行のリスクは最小限にとどまるとみなされる。購入時の支払いはブローカーが証券を受け取った場合に行われる。もしどちらかの当事者が義務を履行できなければ取引は不成立となる。

2015年5月31日時点でのすべての金融資産の信用リスクに対する最大限のエクスポージャーは、財政状態計算書に記載されている帳簿価額である。本シリーズ・トラストは担保またはその他の信用補完は有していない。これらの資産のいずれも、毀損したり、期限を過ぎているものはない。

本シリーズ・トラストの証券取引のための精算および保管業務は主にBrown Brothers Harriman & Co.（以下「保管会社」）に集中している。2015年5月31日時点で現金および現金同等物、ブローカーからの未収勘定残高、ならびに投資残高は実質的にすべてが保管会社に保管されている。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

このリスクを管理するための本シリーズ・トラストの方針は、高名な格付け機関Moody'sの投資適格格付けを有する負債証券に投資するというものである。本シリーズ・トラストはまた、同格付け機関が使用している方式に沿って投資顧問会社がレーティングを行っている非格付け対象資産に投資する場合もある。

以下の表は純資産の割合として2015年5月31日時点における本シリーズ・トラストの負債ポートフォリオの信用クオリティを要約している。

ムーディーズによる	
債券の信用格付け	純資産に対する割合
A2	1%
A3	29%
Aa1	2%
Aaa	7%
Baa1	11%
Baa2	19%
Baa3	11%
格付けなし	18%
	98%

以下の表は純資産の割合として2014年5月31日時点における本シリーズ・トラストの負債ポートフォリオの信用クオリティを要約している。

ムーディーズによる	
債券の信用格付け	純資産に対する割合
A3	21%
Aa1	1%
Baa1	31%
Baa2	29%
Baa3	10%
格付けなし	4%
	96%

(E) 流動性リスク

流動性リスクは特定の投資対象の購入や売却が困難な場合に発生する。本シリーズ・トラストによる流動性の低い証券への投資により、流動性の低い証券を有利なタイミングまたは価格で売却できない場合があるために、本シリーズ・トラストのリターンが低下する可能性がある。本シリーズ・トラストの主たる投資戦略が先進国以外の証券、デリバティブ、または重大な市場もしくは信用リスクを伴う証券を含む程度において、本シリーズ・トラストは流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを持つ傾向がある。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

以下の表は本シリーズ・トラストの金融負債を、財政状態計算書における契約満期日までの残存期間に基づいて関連満期グループ別に分析している。表の価額は割引前の契約キャッシュ・フローを示す。

2015年5月31日時点	1ヶ月未満		1~3ヶ月		合計
未払:					
償還済みの受益証券	ドル	2,417,503	ドル	-	ドル 2,417,503
購入証券		1,679,384		-	1,679,384
保管報酬		62,329		-	62,329
報酬代理店報酬		53,514		-	53,514
副投資運用会社報酬		42,954		-	42,954
専門家報酬		36,911		-	36,911
管理会社報酬		18,687		-	18,687
名義書き換え代理報酬		3,570		-	3,570
契約上の現金流出(精算済みのデリバティブの純額 および買戻償還可能受益証券の保有者に帰属する純 資産を除く)					
	ドル	4,314,852	ドル	-	ドル 4,314,852

2014年5月31日時点	1ヶ月未満		1~3ヶ月		合計
未払:					
償還済みの受益証券	ドル	987,763	ドル	-	ドル 987,763
副投資運用会社報酬		349,184		-	349,184
報酬代理店報酬		104,751		-	104,751
保管報酬		85,743		-	85,743
専門家報酬		53,711		-	53,711
管理会社報酬		33,247		-	33,247
名義書き換え代理報酬		5,296		-	5,296
契約上の現金流出(精算済みのデリバティブの純額 および買戻償還可能受益証券の保有者に帰属する純 資産を除く)					
	ドル	1,619,695	ドル	-	ドル 1,619,695

買戻償還可能受益証券は受益証券保有者の選択により要求に応じて買い戻される。しかし受託会社はここで開示された契約満期が実際の現金の流出を反映するものとなるとは予想していない。なぜなら、これらの商品の保有者はそれを中長期にわたって保有することが多いためである。

運用会社は本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的にモニターしている。

純資産価額の15%を超えて非流動性資産に投資しないことで流動性リスクを管理している。

財務諸表への注記(続き)

2015年5月31日に終了した年度

以下の表は、本シリーズ・トラストの投資戦略に基づくキャッシュ・フローのタイミングの把握にとってもっとも重要だと考えられる本シリーズ・トラストの仕組スワップ契約の純額決済がなされる契約満期日について要約している。表に示される額は割引前のキャッシュ・フローを示している。

2015年5月31日時点	1年以上	合計
精算済みのデリバティブの純額		
仕組スワップ契約	ドル (1,776,773)	ドル (1,776,773)

2014年5月31日時点	1年以上	合計
精算済みのデリバティブの純額		
仕組スワップ契約	ドル (645,341)	ドル (645,341)

(F) リスク管理

本シリーズ・トラストの投資チームは、すべてのポートフォリオのポジションと定量的なリスク指標について定期的な報告を行う、リスク管理システムと専門家の支援を受けている。潜在的投資家は、絶対確実なリスク管理システムは存在せず、運用会社が利用するリスクフレームワーク（例えば、ストップ・ウィン、ストップ・ロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュー・アット・リスク、または現在認知されているもしくは今後開発されるその他の手法）によってその目的が達成されたり、重大な損失を防止または限定するという保証が付与されるわけではないということを認識しなければならない。リスク管理のシステムや技術または価格算出モデルが将来の取引パターンや将来の金融市場で投資対象が値付けされる方法を正確に予測するという保証はない。

(G) 資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は買戻償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産で構成される。本シリーズ・トラストは受益者の裁量により日々ベースで購入の申し込みや買戻しの対象となるため、買戻償還可能受益証券保有者に帰属する純資産の価額は日々のベースで大きく変化することがありうる。資本を運用する上での本シリーズ・トラストの目標は、受益者へのリターンとその他のステークホルダー（利害関係者）への便益をもたらす、本シリーズ・トラストの投資活動の発展をサポートする強力な資本ベースを維持することによって、本シリーズ・トラストがゴーイング・コンサーン（継続企業）として存続する能力を守ることに置かれる。資本構成を維持、あるいは調整するために、本シリーズ・トラストの方針は以下を履行することにある。

- ・ 流動資産に比較した日々の購入申し込みと買戻しの水準をモニターし、本シリーズ・トラストが買戻償還可能受益証券の保有者に払う分配金の額を調整する。
- ・ 本シリーズ・トラストの定款文書に従って買戻しを行い、新規受益証券を発行する。

受託会社と運用会社は買戻償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の価額をベースに資本をモニターする。

5.2 シリーズ・トラストの追加リスク

(A) 資産保管リスク

受託会社も投資運用会社も本シリーズ・トラストのすべての保有証券の保管を維持しているわけではない。保管会社、または保管会社として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管会社が保有する証券の全部または一部を本シリーズ・トラストが失う可能性がある。

(B) 補償リスク

受託会社、運用会社、管理会社、保管会社、その他の当事者およびそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社は受益証券1口当たり純資産価額が減少する結果となる可能性のある一定の環境下において本シリーズ・トラストの資産から補償を受ける権利を有する。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

(C) 決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続きは米国、欧州連合、日本と大きく異なる。外国の決済・清算手続きおよび取引規制には、米国の投資の決済には通常伴わない一定のリスク（支払いや証券の受け渡しの遅延など）が含まれる場合がある。一部の外国での決済は証券取引の数に対応していないことがある。これらの問題によって運用会社は本シリーズ・トラストの取引の実行が困難になる場合がある。運用会社が証券購入の際に決済できないまたは遅延する場合には、魅力的な投資機会を見逃したり、本シリーズ・トラストの資産の一部が投資されず一定期間リターンを生まない可能性がある。

運用会社が証券の売却の決済ができないもしくは決済が遅延する場合、本シリーズ・トラストは証券価格の下落や他の当事者への証券売却の契約によって損失を被る可能性があり、本シリーズ・トラストは発生したいかなる損失についても負担する可能性がある。

(D) デリバティブ

運用会社は本シリーズ・トラストの投資対象をヘッジしたり、あるいはリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは本シリーズ・トラストがそのリスク・エクスポージャーを他のタイプの商品よりも迅速かつ効率的に高めたり減らしたりすることを可能にする。デリバティブは変動性が高く、以下を含めた重要なリスクを伴う。

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引のカウンターパーティー（取引の相手側の当事者）が本シリーズ・トラストに対する金銭債務を履行できなくなるリスク。
- ・ レバレッジ・リスク - 比較的小さな市場相場の動きが投資対象の価値の大幅な変化を招く可能性のある特定のタイプの投資対象または投資戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初の投資額を大きく超える損失を招く可能性もある。
- ・ 流動性リスク - 特定の証券について、売り手が売りたいときに、あるいは同証券が現在それだけの価値があると売り手が考える価格で、売却することが困難あるいは不可能になるリスク。

運用会社は予定ヘッジを含む本シリーズ・トラストのヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは運用会社が本シリーズ・トラストの他の保有商品に関連したリスクを相殺するためにデリバティブを使う戦略である。

ヘッジは損失を減らすことができるが、もし市場が運用会社の想定とは異なった形で動いたり、あるいはデリバティブのコストがヘッジによる利益を上回る場合には、利益を減らすか、ゼロにしたり、あるいは損失をもたらす場合がある。またヘッジにはデリバティブの価額の変化が、運用会社が予想したヘッジ対象保有商品の価額の変化とマッチしないというリスクがあり、その場合はヘッジ対象の保有商品に係る損失が減らずに増える可能性もある。本シリーズ・トラストのヘッジ戦略がリスクを減らしたり、あるいはヘッジ取引が利用可能になるか、あるいは費用効果が高いものとなるかどうかについては保証できない。運用会社はヘッジの利用を義務付けられておらず、ヘッジを利用しないことも選択できる。運用会社は本シリーズ・トラストのリターンの拡大を追求するためにデリバティブを利用する可能性があるため、その投資によって本シリーズ・トラストが、運用会社がヘッジ目的のためのためにデリバティブを利用する場合よりは大きな上記リスクに晒されることになる。リターンの拡大を追求するためのデリバティブの利用は投機的と見なされる。

(E) カウンターパーティおよびブローカーリスク

運用会社またはその代理者が本シリーズ・トラストに対し取引または投資を行う銀行およびブローカー会社を含めた金融機関ならびにカウンターパーティが財務面の困難に直面して、本シリーズ・トラストに対するそれぞれの債務に関しデフォルト（債務不履行）に陥る可能性もある。こうしたデフォルトは本シリーズ・トラストに実質的な損失を生む恐れがある。これに加えて、運用会社は本シリーズ・トラストに対し特定の取引を保証するため、カウンターパーティに対して担保を差し出す場合がある。

本シリーズ・トラストはその各カウンターパーティとマスターネットティング契約を締結することでカウンターパーティの信用リスクに対するエクスポージャーを低減するように努める。マスターネットティング契約によって本シリーズ・トラストはカウンターパーティの信用力が特定の水準を超えて悪化する場合に、当該契約の下で取引されたすべての取引を終了させる権利が付与される。マスターネットティング契約は各当事者に他の当事者のデフォルトまたは契約終了の際に当該契約の下で取引されたすべての取引を終了し、各取引で負った金額をある当事者の他方当事者に対する未払金と相殺できる権利を付与する。OTCデリバティブに関係するカウンターパーティの信用リスクに起因する本シリーズ・トラストの最大の損失リスクは一般的に未実現評価益の合計額である。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

2015年5月31日時点で、法的強制力のあるマスターネットティング契約および類似の契約の対象となる本シリーズ・トラストのデリバティブ負債は以下の通り。

デリバティブ負債	カウンターパーティ	財政状態計算書で					
		認識済み負債の総額		認識済み資産の総額			
				相殺された	財政状態計算書に		
				認識済み資産の総額	記載された負債の純額		
仕組スワップ契約	Credit Suisse International	ドル	(1,776,773)	ドル	-	ドル	(1,776,773)
		ドル	(1,776,773)	ドル	-	ドル	(1,776,773)

財政状態計算書で相殺されていない総額

財政状態計算書に

デリバティブ負債	カウンターパーティ	記載された負債の純額		金融商品	差入現金担保		純額		
仕組スワップ契約	Credit Suisse International	ドル	(1,776,773)	ドル	-	ドル	-	ドル	(1,776,773)
		ドル	(1,776,773)	ドル	-	ドル	-	ドル	(1,776,773)

2014年5月31日時点で、法的強制力のあるマスターネットティング契約および類似の契約の対象となる本シリーズ・トラストのデリバティブ負債は以下の通り。

財政状態計算書で

相殺された

財政状態計算書に

デリバティブ負債	カウンターパーティ	認識済み負債の総額		認識済み資産の総額		記載された負債の純額	
仕組スワップ契約	Credit Suisse International	ドル	(645,341)	ドル	-	ドル	(645,341)
		ドル	(645,341)	ドル	-	ドル	(645,341)

財政状態計算書で相殺されていない総額

財政状態計算書に

デリバティブ負債	カウンターパーティ	記載された負債の純額		金融商品	差入現金担保		純額		
仕組スワップ契約	Credit Suisse International	ドル	(645,341)	ドル	-	ドル	-	ドル	(645,341)
		ドル	(645,341)	ドル	-	ドル	-	ドル	(645,341)

5.3 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融資産や負債の公正価値は、年末日の取引終了時点における取引相場価格に基づいて見積もられる。本シリーズ・トラストは2014年1月24日にIFRS13「公正価値測定」を採用し、金融資産と金融負債の両方に公正価値測定のインプットとして直近の市場取引価格を利用する。市場相場が容易に入手できない投資およびその他の資産は運用会社のアドバイスを受け、受託会社が採用する手続きに従って誠意をもって決定された公正価値で評価される。

活発な市場とは資産または負債の取引頻度や取引量が十分にあり継続的に価格情報が提供される市場のことである。

活発な市場では取引されていない金融資産および負債の公正価値は、評価技法を利用して決定される。本シリーズ・トラストは様々な方法を利用し、各年の年末日における市場の状況に基づいて想定を行う。オプション、通貨スワップ、およびその他のOTCデリバティブなどの非標準化金融商品に使用される評価技法には、比較可能な最近のアームズレングス取引、実質的に同様な他の商品への参照、ディスカウント・キャッシュ・フロー分析、オプション・プライシング・モデルなど、市場参加者が市場インプット（入力値）を最大限に活用し、事業体固有のインプットへの依存を最小限にするために利用する評価技法が含まれる。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

活発な市場を持たない金融商品については、本シリーズ・トラストは通常は業界の中で標準的と一般に認識された評価手法と技法に通常基づく内部開発モデルを利用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は市場では観察されない可能性があり、従って仮定に基づいて推定される。

仕組スワップ契約の評価額は募集文書に記載された評価モデルに従って決定される。評価モデルに対するインプットは注記2.2 (D)を参照。

モデルのアウトプット（出力値）は常に、正確には決めることができない価値の推定ないしは概算となり、採用される評価技法は本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要因を十分に反映していない場合がある。従って公正価値の評価は、そうすることが適切な場合には、モデル・リスク、流動性リスク、およびカウンターパーティー・リスクを含む追加的的要因を織り込むために調整される。

公正価値の階層は以下の各レベルに分かれる。

- ・ レベル1のインプットは、事業体が計測日においてアクセスできる、同一の資産または負債について活発な市場における相場価格（非調整）である。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる相場価格以外で資産または負債について直接的あるいは間接的のいずれかで観察できるインプットである。
- ・ レベル3のインプットは資産または負債について観察不能のインプットである。

公正価値の測定が全体的に分類される公正価値階層のレベルは、公正価値の測定全体にとって重要な最低レベルのインプットをベースに決定される。この目的のためにインプットの重要性は全体的な公正価値測定に対して評価される。もし公正価値が、観察不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用して測定される場合には、それはレベル3の測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性を評価するには、その資産または負債に特有の要因を考慮し、判断することが必要になる。

何が「観察可能」を構成するかについての決定は、運用会社の助言のもと、管理会社による重要な判断を必要とする。運用会社の助言のもと、管理会社は、観察可能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信あるいは更新され、信頼でき、かつ検証可能で、非専有的なデータで、関連市場に活発に関与する独立のソースから提供されるものとみなしている。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

以下は売買取引のために本シリーズ・トラストが保有する金融資産を評価する上で、2015年5月31日時点で利用されているインプットに従った公正評価の要約を示している。

金融資産	(非調整)同一の		重要でその他の		2015年5月31日 時点での公正価値			
	投資対象に対する		重要でその他の					
	活発な市場の 相場価格 (レベル1)		観察可能な インプット (レベル2)	重要で観察不能な インプット (レベル3)				
新興国債券								
ブラジル	ドル	-	ドル	16,924,458	ドル	-	ドル	16,924,458
インドネシア		-		17,342,332		-		17,342,332
マレーシア		-		17,924,913		-		17,924,913
メキシコ		-		17,471,292		-		17,471,292
オランダ		-		11,792,528		-		11,792,528
ペルー		-		17,366,197		-		17,366,197
ポーランド		-		17,287,218		-		17,287,218
南アフリカ		-		14,274,455		-		14,274,455
スウェーデン		-		1,645,530		-		1,645,530
タイ		-		17,654,701		-		17,654,701
トルコ		-		4,677,122		-		4,677,122
英国		-		2,789,530		-		2,789,530
損益通算公正価値金融資産	ドル	-	ドル	157,150,276	ドル	-	ドル	157,150,276
金融負債								
仕組スワップ契約		-		(1,776,773)		-		(1,776,773)
損益通算公正価値金融負債	ドル	-	ドル	(1,776,773)	ドル	-	ドル	(1,776,773)

以下は売買取引のために本シリーズ・トラストが保有する金融資産を評価する上で、2014年5月31日時点で利用されているインプットに従った公正評価の要約を示している。

金融資産	(非調整)同一の		重要でその他の		2014年5月31日 時点での公正価値			
	投資対象に対する		重要でその他の					
	活発な市場の 相場価格 (レベル1)		観察可能な インプット (レベル2)	重要で観察不能な インプット (レベル3)				
新興国債券								
ブラジル	ドル	-	ドル	38,873,543	ドル	-	ドル	38,873,543
インドネシア		-		36,725,482		-		36,725,482
マレーシア		-		35,996,761		-		35,996,761
メキシコ		-		36,716,742		-		36,716,742
オランダ		-		14,170,008		-		14,170,008
ペルー		-		35,472,845		-		35,472,845
ロシア		-		36,450,686		-		36,450,686
南アフリカ		-		35,214,598		-		35,214,598
タイ		-		34,721,234		-		34,721,234

トルコ	-	25,728,273	-	25,728,273
英国	-	3,134,003	-	3,134,003
損益通算公正価値金融資産	ドル	-	ドル	333,204,175
				ドル
				-
				ドル
				333,204,175

金融負債

仕組スワップ契約	-	(645,341)	-	(645,341)
損益通算公正価値金融負債	ドル	-	ドル	(645,341)
				ドル
				-
				ドル
				(645,341)

活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル1に分類される投資対象には、上場株式が含まれる。本シリーズ・トラストはこうした商品について、相場価格を調整しない。本シリーズ・トラストはレベル1に分類される投資対象を保有しなかった。

活発とはみなされない市場で取引されているが、市場相場価格、ディーラーによる値付け価格、または観測可能なインプットによってサポートされる代替価格ソースに基づいて価額が決められる金融商品は、レベル2内に分類される。これらの金融商品にはOTCデリバティブおよび負債証券が含まれる。レベル2の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは移転制限を受けているポジションが含まれるため、価額は一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して調整される場合がある。

財務諸表への注記(続き)**2015年5月31日に終了した年度**

レベル3内に分類される投資は、取引が頻繁には行われないため、多くの観測不能なインプットを持つ。2015年5月31日および2014年5月31日時点で、本シリーズ・トラストはレベル3に分類される投資対象を保有しなかった。

2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間にレベル1、2、および3の間での移転はなかった。

公正価値で計上されない資産および負債

2015年5月31日および2014年5月31日時点で、現金および現金等価物はレベル1に分類されている。公正価値で測定されないが公正価値に近似する金額で計上される他のすべての資産および負債はレベル2に分類される。資産および負債の明細は財務状態計算書を、評価技法の説明は注記2を参照。

6. デリバティブ金融商品**仕組スワップ契約**

本シリーズ・トラストは仕組スワップ契約に投資する。仕組スワップ契約の価値はクラスCAC受益証券の外国為替オプション・オーバーレイのパフォーマンスにリンクしている。価値の変動は未実現損益として計上される。契約終了日に、本シリーズ・トラストはカウンターパーティから参照証券の価値に基づく支払いを受領し実現損益を計上する。注記5に記載の通り、ストラクチャード商品には信用、カウンターパーティ、金利リスクなどの様々なリスクに晒されている。

外国為替オプション・オーバーレイ

外国為替オプション・オーバーレイはクラスCAC受益証券の保有者のリターンを高めることを企図しているが、投資家は通貨カバード・コール・オプションは各新興国通貨/日本円の為替レートについて名目的に売却されるため、投資家は各新興国通貨の日本円に対する価値の潜在的な下落に対するエクスポージャーを持つことになるが、各新興国通貨の日本円に対する価値の上昇は名目的に売却された当該通貨コール・オプションの権利行使価格が上限となることに注意しなければならない。従って、新興国通貨の価値が日本円に対して上昇する場合には、クラスCAC受益証券のパフォーマンスはクラスCGC受益証券への投資または新興国債券への直接投資のパフォーマンスを下回る可能性がある。

クラスCAC - 2015年5月31日時点の仕組スワップ契約の残高：（純資産の（1.1）％）**変動金利**

支払/受取	変動金利の指標	固定金利	権利行使日	カウンターパーティ	名目元本	未実現評価損
支払	FX Option Overlay	0.449%	2025年12月5日	Credit Suisse International	ドル 134,319,079	ドル (1,776,773)

クラスCAC - 2014年5月31日時点の仕組スワップ契約の残高：（純資産の（0.2）％）**変動金利**

支払/受取	変動金利の指標	固定金利	権利行使日	カウンターパーティ	名目元本	未実現評価損
支払	FX Option Overlay	0.449%	2025年12月5日	Credit Suisse International	ドル 265,027,211	ドル (645,341)

財務諸表への注記（続き）**2015年5月31日に終了した年度****7. 投資による純（損失）/利益**

投資による純（損失）/利益は以下の通り：	2015年5月31日		2014年1月24日 （業務開始日）から 2014年5月31日まで	
	ドル		ドル	
投資有価証券による純実現（損失）/利益	ドル	(6,637,714)	ドル	824,396
仕組スワップ契約への投資による純実現損失		(3,920,624)		(697,379)
損益通算公正価値金融資産による純実現（損失）/利益合計	ドル	(10,558,338)	ドル	127,017
投資有価証券による評価（損）/益の純変動	ドル	(33,956,130)	ドル	15,021,340
仕組スワップ契約への投資による評価損の純変動		(415,213)		(645,341)
損益通算公正価値金融資産による 評価（損）/益の純変動合計	ドル	(34,371,343)	ドル	14,375,999

8. 報酬、費用および関連当事者間の取引

8.1 報酬および費用

(A) 管理会社報酬

管理会社は、毎月3,750ドルを下限額とする、純資産の0.06%の年間報酬を受け取る。2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間に管理会社が稼得した報酬と、2015年5月31日時点および2014年5月31日時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書と財政状態計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は資産の市場動態に依存する資産ベースの取引手数料を受け取る。2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間に保管会社が稼得した報酬と、2015年5月31日時点および2014年5月31日時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書と財政状態計算書に開示されている。

(C) 名義書き換え代理報酬

Brown Brothers Harriman & Co.（以下「名義書き換え代理会社」）は純資産に対する0.01%の年間報酬と1取引当たり10ドルの報酬を受け取る。2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間に名義書き換え代理会社が稼得した報酬と、2015年5月31日時点および2014年5月31日時点での名義書き換え代理会社への未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書と財政状態計算書に開示されている。

8.2 関連当事者間の取引

関連当事者とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいいます。

(D) 受託会社報酬

受託会社は本シリーズ・トラストの資産のうち10,000ドルを固定年間報酬として前金で受け取る。2015年5月31日時点および2014年5月31日時点で受託会社に前払いされている報酬は財政状態計算書の前払報酬に開示されている。

(E) 副投資運用会社

副投資運用会社は純資産の0.30%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間に副投資運用会社が稼得した報酬と、2015年5月31日時点および2014年5月31日時点での副投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書と財政状態計算書に開示されている。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

(F) 報酬代理店報酬

クレディ・スイス・インターナショナル（以下「報酬代理店」）はクラスCGC受益証券に帰属する純資産の0.12%の年間報酬（「運営コスト報酬」）を受け取る。また、クラスCAC受益証券に帰属する純資産の0.20%の年間報酬を受け取る。

2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間に報酬代理店が稼得した報酬と、2015年5月31日時点および2014年5月31日時点での報酬代理店への未払報酬残高は、それぞれ包括利益計算書と財政状態計算書に開示されている。

報酬代理店は、本シリーズ・トラストの一定の営業、運営コストおよび経費の支払い（以下「経常費用」）に対して責任を負う。これには、設立費用、運用報酬、ならびに報酬代理店の判断に基づき経常費用とした以下の手数料および経費が含まれる。

- (i) 通常の弁護士報酬、および監査報酬または監査費用に含まれない通常の監査費用
- (ii) シリーズ・トラストが監督当局に納付すべき年間手数料
- (iii) 投資家向けサービスおよび受益者総会、確認書、財務報告書その他の報告書、議決権行使書面、目論見書および添付書類1ならびにその他の取得勧誘書類に係る通信費。これらの書類の作成、印刷、翻訳および送付に要する費用。
- (iv) 保険料（保険に加入する場合）
- (v) 設立費用

なお、報酬代理店が、訴訟費用、損害賠償金またはその他の手数料および経費であって経常費用とされない特別のものの支払いを行うことはない。

運営コスト報酬が支払うべき経常費用に満たなかった場合には、報酬代理店は残額を負担する責任を負う。逆に、経常費用を支払った後の残額は、本シリーズ・トラストの報酬代理店の報酬として、報酬代理店が留保する。

運営コスト報酬は、実日数について1年365日の日割り計算ベースで毎日発生し、発生した金額を四半期ごとに後払いで支払う。最初の計算期間のみ、当初募集期間の最終日（この日を含まない）から、その他の計算期間は、四半期の末日（この日を含まない）から、それぞれ始まる。

(G) 運用会社報酬

運用会社は運営コスト報酬のうち年間5,000ドルを運用会社報酬として毎月後払いで受け取る。

(H) デリバティブ・カウンターパーティ

本シリーズ・トラストは運用会社の関連当事者であるクレディ・スイス・インターナショナルと仕組スワップ契約を締結することが許可されている。2015年5月31日時点および2014年5月31日時点での未決済の仕組スワップ契約は注記6に記載されている。2015年5月31日に終了した年度および2014年5月31日に終了した期間のクレディ・スイス・インターナショナルとの仕組スワップ契約で実現純損失はそれぞれ3,920,624ドルおよび697,379ドルあり、包括利益計算書に開示されている。この額には、注記1に記載の通り、通貨カバード・コール・オプションの想定売上に起因するオプション・プレミアムが含まれている。これは決済クーポンの形で本シリーズ・トラストに支払われる。

本シリーズ・トラストはその業務に関連したその他の費用を負担する場合がある。それらはブローカー費用および手数料、ならびにその他のポートフォリオ取引経費を含み、それらだけに限定されない。

9. 借入とレバレッジの方針

本シリーズ・トラストは短期のキャッシュ・フローを円滑にする必要がある場合に純資産価額の最大10%まで借り入れを行うことができる。2015年5月31日に終了した年度で本シリーズ・トラストは借入を行わなかった。

財務諸表への注記（続き）

2015年5月31日に終了した年度

10. 前年度に対する比較情報

前年度の残高の一部は2015年5月31日に終了した年度に適用される表示形式に適合するように修正再表示され開示されている。

11. 後発事象

受託会社は期末から、財務諸表が発表された2015年10月7日までの期間におけるすべての取引と事象を評価した。2015年6月1日から2015年10月7日までに、34,178,387ドルの買戻し償還が行われ、購入申し込みはなかった。また、6,976,460ドルの分配金があった。本シリーズ・トラストに関連する他の報告すべき後発事象はない。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年7月17日現在	平成28年1月18日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,619,391,920	14,379,990,700
国債証券	14,999,983,354	35,149,155,316
未収利息	-	1,147,235
前払費用	-	102,738
流動資産合計	21,619,375,274	49,530,395,989
資産合計	21,619,375,274	49,530,395,989
負債の部		
流動負債		

未払解約金		40,000	2,200,086,000
流動負債合計		40,000	2,200,086,000
負債合計		40,000	2,200,086,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	21,201,644,542	46,411,371,700
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		417,690,732	918,938,289
元本等合計		21,619,335,274	47,330,309,989
純資産合計		21,619,335,274	47,330,309,989
負債純資産合計		21,619,375,274	49,530,395,989

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年7月17日現在	平成28年1月18日現在
1. 1 期首	平成27年1月20日	平成27年7月18日
期首元本額	20,272,410,480円	21,201,644,542円
期中追加設定元本額	10,960,845,602円	146,167,939,205円
期中一部解約元本額	10,031,611,540円	120,958,212,047円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

深センA株資金拠出用ファン ド(適格機関投資家専用)	- 円	1,000,294,205円
ダイワ/“RICI®”コモ ディティ・ファンド	8,952,508円	8,952,508円
US債券NB戦略ファンド (為替ヘッジあり/年1回決算 型)	740,564円	740,564円
US債券NB戦略ファンド (為替ヘッジなし/年1回決算 型)	1,623,350円	1,623,350円
スマート・アロケーション・ Dガード	- 円	227,979,886円
NBストラテジック・インカ ム・ファンド<ラップ>米ド ルコース	981円	981円
NBストラテジック・インカ ム・ファンド<ラップ>円 コース	981円	981円
NBストラテジック・インカ ム・ファンド<ラップ>世界 通貨分散コース	981円	981円
ダイワファンドラップ コモ ディティセレクト	22,884,451円	317,088,630円
ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - 日本円・コース (毎月分配型)	132,757円	132,757円
ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - 豪ドル・コース (毎月分配型)	643,132円	643,132円
ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - ブラジル・レア ル・コース(毎月分配型)	4,401,613円	4,401,613円
ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - 米ドル・コース (毎月分配型)	12,784円	12,784円
ダイワ/フィデリティ北米株 式ファンド - パラダイムシフ ト -	49,096,623円	49,096,623円

(適格機関投資家専用)ス マート・シックス・Dガード	- 円	3,289,208,236円
ブルベア・マネー・ポート フォリオ	- 円	11,951,546,967円
ブル3倍日本株ポートフォリオ	- 円	27,940,888,302円
ベア2倍日本株ポートフォリオ	- 円	902,605,996円
ダイワFEグローバル・バ リュウ株ファンド(ダイワS MA専用)	13,896,435円	4,090,590円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)ブラジル・ リアル・コース(毎月分配 型)	98,290,744円	98,290,744円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)日本円・ コース(毎月分配型)	23,590,527円	23,590,527円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)米ドル・ コース(毎月分配型)	2,163,360円	2,163,360円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)豪ドル・ コース(毎月分配型)	13,761,552円	13,761,552円
ダイワ/UBSエマージング CBファンド	2,498,575円	- 円
ダイワ/アムンディ食糧増産 関連ファンド	14,780,160円	14,780,160円
ダイワ日本リート・ファン ド・マネー・ポートフォリオ	90,062,203円	49,365,161円
ダイワ新興国ハイインカム・ プラス - 金積立型 -	1,972,537円	501,660円
ダイワ新興国ハイインカム債 券ファンド(償還条項付き) 為替ヘッジあり	4,926,716円	1,004,378円
ダイワ新興国ソブリン債券 ファンド(資産成長コース)	49,082,149円	49,082,149円
ダイワ新興国ソブリン債券 ファンド(通貨 コース)	196,290,094円	196,290,094円
ダイワ・ダブルバランス・ ファンド(Dガード付/部分 為替ヘッジあり)	- 円	209,314,473円

ダイワ・インフラビジネス・ ファンド - インフラ革命 - (為替ヘッジあり)	9,813,543円	988,283円
ダイワ・インフラビジネス・ ファンド - インフラ革命 - (為替ヘッジなし)	29,440,629円	4,926,018円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)米ドルコース	13,732,222円	13,732,222円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)日本円コース	3,874,449円	3,874,449円
ダイワ米国MLPファンド (毎月分配型)通貨 コース	13,437,960円	13,437,960円
ダイワ英国高配当株ツイン (毎月分配型)	98,107円	98,107円
ダイワ英国高配当株ファンド	98,107円	98,107円
ダイワ英国高配当株ファン ド・マネー・ポートフォリオ	81,118,716円	6,194,852円
DCスマート・アロケーション ・Dガード	- 円	5,009,115円
ダイワ・世界コモディティ・ ファンド(ダイワSMA専 用)	794,429円	451,194円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)南アフリ カ・ランド・コース(毎月分 配型)	98,252円	98,252円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)トルコ・リ ラ・コース(毎月分配型)	2,554,212円	2,554,212円
ダイワ米国高金利社債ファン ド(通貨選択型)通貨セレクト ・コース(毎月分配型)	1,178,976円	1,178,976円
ダイワ・オーストラリア高配 当株 (毎月分配型) 株式 コース	98,203円	98,203円
ダイワ・オーストラリア高配 当株 (毎月分配型) 通貨 コース	98,203円	98,203円
ダイワ・オーストラリア高配 当株 (毎月分配型) 株 式&通貨ツイン コース	982,029円	982,029円

ブルベア・マネー・ポート フォリオ	20,444,322,554円	- 円
ダイワ米国株ストラテジー （通貨選択型） - トリプルリ ターンズ - 通貨セレクト・ コース（毎月分配型）	98,174円	98,174円
計	21,201,644,542円	46,411,371,700円
2. 期末日における受益権の総数	21,201,644,542口	46,411,371,700口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成27年7月17日現在	平成28年1月18日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	14,354	1,297,299
合計	14,354	1,297,299

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成26年12月10日から平成27年7月17日まで、及び平成27年12月10日から平成28年1月18日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年7月17日現在	平成28年1月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成27年7月17日現在	平成28年1月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0197円 (10,197円)	1.0198円 (10,198円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 4 2 2年国債	2,094,000,000	2,095,402,980	
	1 0 0 5年国債	1,250,000,000	1,252,837,500	
	5 6 6 国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,999,520	
	5 6 7 国庫短期証券	5,000,000,000	4,999,998,927	
	5 6 8 国庫短期証券	7,000,000,000	7,000,000,000	
	5 7 2 国庫短期証券	3,000,000,000	3,000,000,000	
	5 7 3 国庫短期証券	5,800,000,000	5,800,540,452	

	5 7 4 国庫短期証券	3,000,000,000	3,000,114,020	
	5 7 6 国庫短期証券	3,000,000,000	3,000,186,185	
	5 7 8 国庫短期証券	2,000,000,000	2,000,075,732	
国債証券	合計		35,149,155,316	
合計			35,149,155,316	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(通貨 コース)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成27年7月18日から平成28年1月18日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨 コース）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成27年7月17日現在	当 期 平成28年1月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	428,687,296	300,203,247
投資信託受益証券	14,845,877,545	8,315,283,875
親投資信託受益証券	200,157,008	200,176,637
流動資産合計	15,474,721,849	8,815,663,759
資産合計	15,474,721,849	8,815,663,759
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	167,531,316	94,488,063
未払解約金	60,787,092	62,437,151
未払受託者報酬	345,854	221,345
未払委託者報酬	14,526,135	9,297,102
その他未払費用	719,824	477,799
流動負債合計	243,910,221	166,921,460
負債合計	243,910,221	166,921,460
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 16,753,131,660	¹ 11,811,007,918
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 1,522,320,032	² 3,162,265,619
（分配準備積立金）	46,197,390	112,897,509
元本等合計	15,230,811,628	8,648,742,299
純資産合計	15,230,811,628	8,648,742,299
負債純資産合計	15,474,721,849	8,815,663,759

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成27年1月20日 平成27年7月17日	自 至	当 期 平成27年7月18日 平成28年1月18日
営業収益				
受取配当金		1,029,556,570		897,871,604
受取利息		87,524		71,579
有価証券売買等損益		1,267,118,547		2,638,045,645
営業収益合計		237,474,453		1,740,102,462
営業費用				
受託者報酬		2,399,652		1,592,889
委託者報酬		100,787,146		66,903,640
その他費用		719,824		477,799
営業費用合計		103,906,622		68,974,328
営業損失（ ）		341,381,075		1,809,076,790
経常損失（ ）		341,381,075		1,809,076,790
当期純損失（ ）		341,381,075		1,809,076,790
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		12,875,472		63,217,036
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		375,121,646		1,522,320,032
剰余金増加額又は欠損金減少額		324,927,164		859,774,741
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		324,927,164		859,774,741
剰余金減少額又は欠損金増加額		24,792,472		34,674,700
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		24,792,472		34,674,700
分配金		1,118,827,475		1,719,185,874
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,522,320,032		3,162,265,619

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成27年7月18日	至 平成28年1月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>特定期間末日</p> <p>平成28年1月17日が休日のため、当特定期間末日を平成28年1月18日としております。このため、当特定期間は185日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年7月17日現在	平成28年1月18日現在
1. 1 期首元本額	23,194,826,107円	16,753,131,660円
期中追加設定元本額	479,490,073円	211,183,929円
期中一部解約元本額	6,921,184,520円	5,153,307,671円
2. 特定期間末日における受益権の総数	16,753,131,660口	11,811,007,918口

3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,522,320,032円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,162,265,619円であります。
------------	---	---

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成27年1月20日 至 平成27年7月17日	当 期 自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日
1 分配金の計算過程	<p>（自平成27年1月20日 至平成27年2月17日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（168,673,055円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（16,817,573円）及び分配準備積立金（313,879,391円）より分配対象額は499,370,019円（1万口当たり236.43円）であり、うち211,208,494円（1万口当たり100円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成27年7月18日 至平成27年8月17日）</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（146,224,017円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（16,040,100円）及び分配準備積立金（43,868,949円）より分配対象額は206,133,066円（1万口当たり129.24円）であり、うち159,499,289円（1万口当たり100円）を分配金額としております。</p>

(自平成27年2月18日 至平成27年3月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(146,498,164円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,885,251円)及び分配準備積立金(253,871,831円)より分配対象額は417,255,246円(1万口当たり210.35円)であり、うち198,358,627円(1万口当たり100円)を分配金額としております。

(自平成27年3月18日 至平成27年4月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(143,762,444円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,590,321円)及び分配準備積立金(191,443,335円)より分配対象額は351,796,100円(1万口当たり186.67円)であり、うち188,454,856円(1万口当たり100円)を分配金額としております。

(自平成27年8月18日 至平成27年9月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(134,877,835円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(15,204,440円)及び分配準備積立金(28,814,144円)より分配対象額は178,896,419円(1万口当たり118.83円)であり、うち150,550,422円(1万口当たり100円)を分配金額としております。

(自平成27年9月18日 至平成27年10月19日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(134,322,669円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(14,126,329円)及び分配準備積立金(12,142,431円)より分配対象額は160,591,429円(1万口当たり115.16円)であり、うち111,559,351円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成27年4月18日 至平成27年5月18日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(169,261,710円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,177,128円)及び分配準備積立金(140,058,988円)より分配対象額は325,497,826円(1万口当たり180.58円)であり、うち180,255,855円(1万口当たり100円)を分配金額としております。

(自平成27年5月19日 至平成27年6月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(123,026,607円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,086,303円)及び分配準備積立金(123,466,219円)より分配対象額は262,579,129円(1万口当たり151.76円)であり、うち173,018,327円(1万口当たり100円)を分配金額としております。

(自平成27年10月20日 至平成27年11月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(132,061,280円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,433,237円)及び分配準備積立金(32,362,374円)より分配対象額は177,856,891円(1万口当たり137.11円)であり、うち103,777,417円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(自平成27年11月18日 至平成27年12月17日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(123,000,061円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,957,579円)及び分配準備積立金(57,934,754円)より分配対象額は193,892,394円(1万口当たり156.19円)であり、うち99,311,332円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

	<p>(自平成27年6月18日 至平成27年7月17日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(143,052,362円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(16,724,785円)及び分配準備積立金(70,676,344円)より分配対象額は230,453,491円(1万口当たり137.56円)であり、うち167,531,316円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成27年12月18日 至平成28年1月18日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(129,903,232円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,506,835円)及び分配準備積立金(77,482,340円)より分配対象額は219,892,407円(1万口当たり186.18円)であり、うち94,488,063円(1万口当たり80円)を分配金額としております。</p>
--	---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成28年1月18日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期	当 期
	平成27年7月17日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	平成28年1月18日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	73,723,575	628,295,229
親投資信託受益証券	0	0
合計	73,723,575	628,295,229

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期	当 期
平成27年7月17日現在	平成28年1月18日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期
自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 平成27年7月17日現在	当 期 平成28年1月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9091円 (9,091円)	0.7323円 (7,323円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	EMERGING LOCAL MARKET BOND FUND CURRENCY ALPHA CLASS	114,302,577.050	8,315,283,875	
投資信託受益証券 合計			8,315,283,875	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネー・マザーファンド	196,290,094	200,176,637	
親投資信託受益証券 合計			200,176,637	
合計			8,515,460,512	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(通貨 クラス)」受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(通貨 クラス)」の状況

前記「ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ新興国ソブリン債券ファンド(資産成長コース)」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）

【純資産額計算書】

平成28年2月29日

資産総額	2,233,201,471円
負債総額	21,868,575円
純資産総額（ - ）	2,211,332,896円
発行済数量	2,393,621,957口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9238円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年2月29日

資産総額	27,612,002,503円
負債総額	1,210,000円
純資産総額（ - ）	27,610,792,503円
発行済数量	27,073,925,300口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0198円

ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨 コース）

純資産額計算書

平成28年2月29日

資産総額	8,315,299,015円
負債総額	13,192,150円
純資産総額（ - ）	8,302,106,865円
発行済数量	11,384,300,375口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7293円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

前記「ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として、)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成28年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

- ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	34	156,118
追加型株式投資信託	607	10,924,442
株式投資信託 合計	641	11,080,560
単位型公社債投資信託	5	35,042
追加型公社債投資信託	17	2,648,529
公社債投資信託 合計	22	2,683,570
総合計	663	13,764,130

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1 252	1 255
建物	23	21
器具備品	228	234
無形固定資産	2,991	2,759
ソフトウェア	2,910	2,758
ソフトウェア仮勘定	68	1
電話加入権	11	-

投資その他の資産	15,077		12,979
投資有価証券	8,338		6,667
関係会社株式	5,141		5,129
出資金	129		124
長期差入保証金	997		996
投資不動産	1	398	1
その他		74	
貸倒引当金		3	
固定資産計		18,320	
資産合計		57,727	
			63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		53		64
未払金		8,998		9,172
未払収益分配金		7		5
未払償還金		77		72
未払手数料		4,277		4,965
その他未払金	2	4,635	2	4,127
未払費用		3,463		4,162
未払法人税等		1,530		1,133
未払消費税等		530		1,429
賞与引当金		955		1,092
その他		1		747
流動負債計		15,534		17,801
固定負債				
退職給付引当金		1,959		2,072
役員退職慰労引当金		80		101
繰延税金負債		1,789		1,745
その他		3		2
固定負債計		3,832		3,920
負債合計		19,366		21,722
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174		15,174
資本剰余金				
資本準備金		11,495		11,495

資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092

福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	144	1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		-		7
特別利益計		-		7
特別損失				
外国税関連費用		-		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		150		17
法人税等合計		6,375		6,220
当期純利益		10,126		13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3月31日
効力発生日	平成26年 6月26日

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186	15,186	-
(2) 未収委託者報酬	8,265	8,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
(1) 未払手数料	4,277	4,277	-
(2) その他未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用(*)	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引（譲渡損）	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,834	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	----------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金

22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	1	247
無形固定資産		
ソフトウェア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

（単位：百万円）

当中間会計期間
（平成27年9月30日）

負債の部

流動負債

未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	3	643

流動負債合計 14,500

固定負債

退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2

固定負債合計 3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間	
	(自 平成27年4月1日	
	至 平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		46,714
その他営業収益		435
営業収益合計		47,150
営業費用		
支払手数料		24,499
その他営業費用		6,487
営業費用合計		30,987
一般管理費	1	5,812
営業利益		10,350
営業外収益	2	378
営業外費用	3	29
経常利益		10,699
税引前中間純利益		10,699
法人税、住民税及び事業税		3,260
法人税等調整額		39
中間純利益		7,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
有形固定資産	239百万円

2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27 年 3月 31日	平成27年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,998	22,998	-
(2) 未収委託者報酬	10,719	10,719	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,908	8,908	-
資産合計	42,626	42,626	-
(1) 未払金	7,124	7,124	-
(2) 未払費用(*)	3,702	3,702	-
負債合計	10,827	10,827	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	161	55	106
(2) その他			
証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,290	5,453	163
小計	5,290	5,453	163
合計	8,908	8,511	396

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 1,021百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
--

1株当たり純資産額	13,574.37円
1株当たり中間純利益金額	2,836.44円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成27年7月27日	臨時報告書（開示府令第29条第2項第4号に基づく報告書）
平成27年10月9日	有価証券報告書（ ）、有価証券届出書の訂正届出書 （ ）ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）第3期、 ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨 コース）第3特定期間
平成27年10月29日	臨時報告書（開示府令第29条第2項第4号に基づく報告書）

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨 コース）の平成27年7月18日から平成28年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨 コース）の平成28年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）の平成27年7月18日から平成28年1月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）の平成28年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。